

全銀協SDGsレポート 2023-2024



Contents

はじめに	4
全銀協におけるSDGs推進体制と主な取組項目	6
全銀協の2023年度活動状況	11
1 SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの一層の推進	11
2 2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮	13
3 地域経済の活性化、地方創生への取組み	18
4 金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上	19
5 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等	25
6 デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供	27
7 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応	31
8 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実	33



会員銀行の取組み 36

1 金融経済教育に関する取組み 37

5 貧困に関する取組み 48

2 環境に関する取組み 39

6 ESG 融資等・地方創生に関する取組み 50

3 ダイバーシティ推進に関する取組み 44

7 DX 推進に関する取組み 52

4 高齢者・障がい者等の対応に関する取組み 46

有識者コラム 53



はじめに

2023年は、わが国最初の銀行である第一国立銀行の開業から150年の節目の年でしたが、長くゼロインフレが続いてきた日本経済にとって、約3%の大きな物価上昇、30年ぶりとなる高水準の賃上げ、日経平均株価のバブル後最高値更新など、「変化の兆しが見えた一年」となりました。海外では、米地銀破綻に端を発した金融システム不安、欧米を中心とした物価高と金融引き締めによる経済のハードランディング懸念、地政学リスク等、先行き不透明な状況が続きました。一方、国内では、海外の物価高や景気減速の影響などを受けたものの、新型コロナウイルス感染症に対する懸念が後退したことから、サービス分野を中心に回復傾向が続いたことから全体としても回復基調となりました。

こうした環境のもと、全銀協では、2023年度を「社会・経済の持続的な発展を支え、明るい未来に繋げる一年」と位置づけ、引き続きSDGsの取組みを推し進めて参りました。

具体的にはカーボンニュートラル/ネットゼロなど、サステナブルな環境・社会の実現に向けて、全銀協として国際的な会議の企画や参画を通じて、トランジションの推進に関する情報発信を行いました。また、非財務情報開示の枠組み整備が進むなか、中小企業も意識した情報開示の標準化に向けた議論に参画しました。

さらに、新しいNISA制度を踏まえ、金融リテラシー向上の観点から、全銀協としても制度周知等の活動に注力するとともに、資産形成支援も含めた金融経済教育の推進活動として、今年度から新たに職域向けの講師派遣も開始しました。

そのほか、デジタル技術を積極的に活用し、より安心・安全で利便性の高い金融インフラの構築を目指すために、手形・小切手機能の全面的な電子化による企業等の業務効率化に向けた取組みや、一部の地方税目におけるQR納付への対応を行いました。

今般、これらの活動を含めた活動実績等を「全銀協SDGsレポート2023-2024」として取りまとめました。

サステナブルな環境・社会を構築するためには、新たな価値創造や成長への挑戦を可能とする社会環境の整備が不可欠です。全銀協は、これからも経済・社会のニーズを的確に捉え、会員銀行の取組みを精一杯後押ししていく所存です。本レポートの発刊により、銀行界におけるSDGsに関する具体的な取組みを一層進めることができれば幸いです。

2024年3月
一般社団法人全国銀行協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



全銀協における SDGs 推進体制と主な取組項目

①経緯等

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が採択され、国連に加盟するすべての国が2016年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言しました。日本政府においても2016年5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置されて以降、2023年3月に「SDGsアクションプラン2023」が決定、2023年12月にSDGs実施指針が改定されるなど、取組みが進められています。

金融界では、ESG（Environment（環境）・Social（社会）・Governance（ガバナンス））の課題を考慮してファイナンスを行うESG金融やサステナブルファイナンス、TCFD^{*}提言等を踏まえた非財務情報開示（サステナビリティ開示）に関する議論が進展するなか、気候変動問題への対応についても、金融機関が果たすべき役割に対する期待は引き続き高い状況が続いています。

銀行界においては、これまでお客さまへのサービス提供、社会インフラの一端を担うという点での金融インフラの整備、社会貢献活動の実施等の観点で、様々な取組みを行ってきたところですが、SDGsに掲げられている諸課題に対する取組みを中長期的視点で強化するため、2018年3月、全銀協におけるSDGsの推進体制およびSDGsの17目標と関連つけた取組項目を決定し、必要な見直しを行いながら、具体的な取組みを推進してきたところと

^{*}TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月、金融安定理事会（FSB）は民間主導による気候関連財務情報の開示に関するタスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）を設立し、金融セクターが気候変動問題をどう考慮すべきか等について検討を開始。2017年6月、TCFDは、気候変動がもたらす「リスク」および「機会」の財務的影響を把握し、開示することを狙いとした最終報告書を公表し、企業等に対して、気候関連リスクおよび機会に関する開示を推奨している。TCFD提言を契機とした企業の気候関連情報開示の取組みは、2023年6月に国際的に統一されたサステナビリティ開示基準であるIFRSサステナビリティ開示基準として結実した。これに伴い、TCFDは2023年をもってその役目を終え、2024年からはIFRS財団が企業の気候関連情報開示の進捗を監視する責任を引き継ぐこととなっている。

②SDGs 推進体制

SDGsの課題は非常に多岐にわたるとともに、中長期的に取り組むことが肝要です。このため、全銀協のあらゆる検討部会が横断的に関与し、腰を据えた対応ができるよう、企画委員会の傘下に「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、関連する各検討部会と連携しつつ、SDGsに関する全体施策を推進する体制を構築しています。具体的には、SDGs/ESG推進検討部会を中心に、SDGsに関する施策の立案（P）、全般の対応を行いつつ、案件により関連する検討部会に業務を委嘱できる体制（D）とし、進捗状況を定期的に確認・必要な見直しをするとともに（C・A）、年次ベースで総括する（PDCAサイクルを回す）ことで、刻々と変化する社会情勢や銀行界を取り巻く環境を踏まえ、中長期的にSDGsの課題に取り組むこととしています。

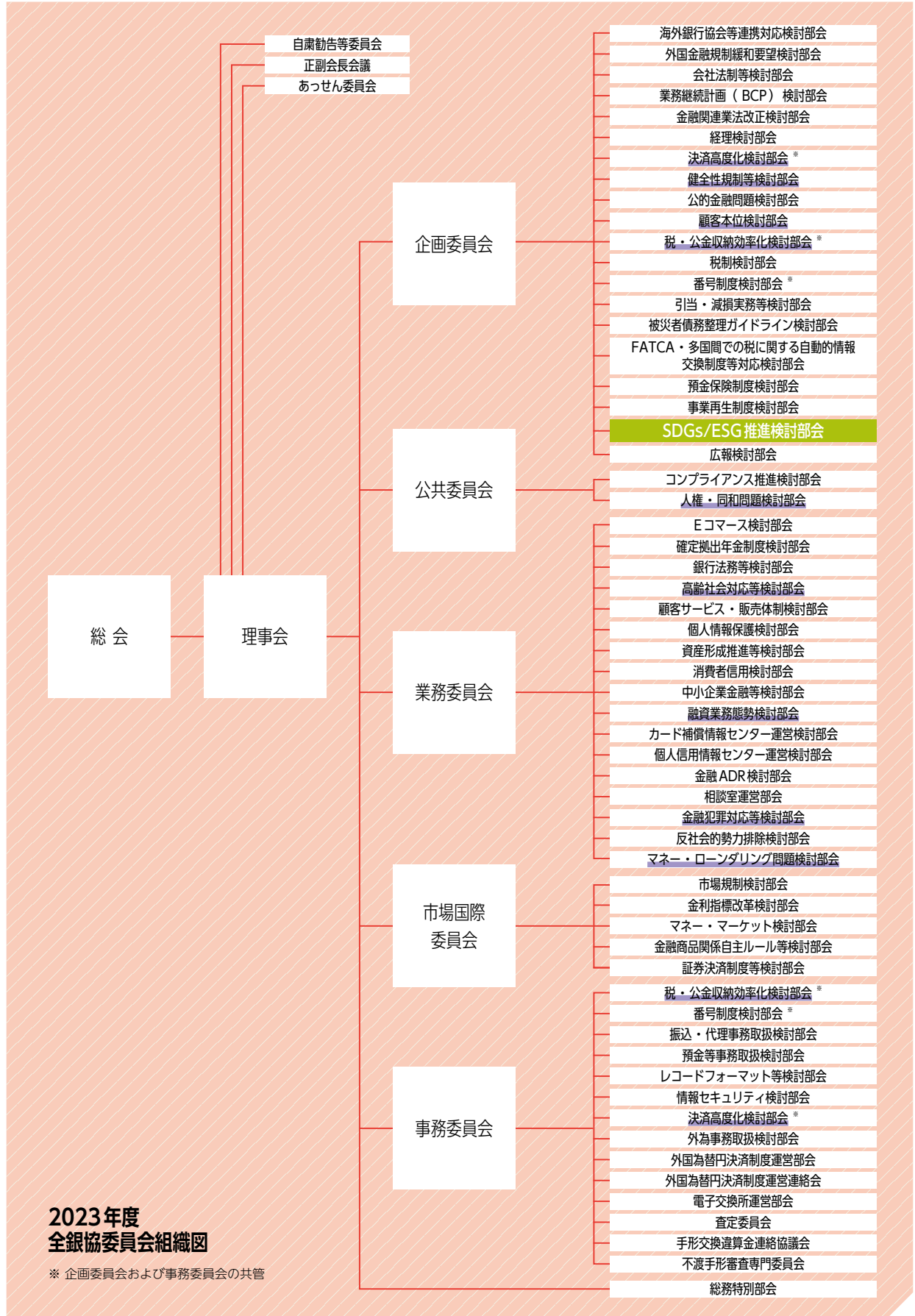
2023年度の推進体制は7頁のとおりです。

③全銀協の主な取組項目

全銀協は、2018年3月の理事会において主な取組項目を決定した後、必要な見直しを行いながら具体的な取組みを推進してきました。2023年度の主な取組項目は8～10頁のとおりです。

2023年度 全銀協 SDGs 推進体制

※下線部は関連する検討部会



SDGs 推進体制と主な取組項目

全銀協の2023年度活動状況





会員銀行の取組み

有識者コラム

2023年度 主な取組項目

課題（大項目）	課題（中項目）	2023年度の具体的な取組み
1. SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組みの 一層の推進（共通） 【担当：SDGs/ESG推進検討 部会】	SDGs/ESGに関する会員 銀行の取組みの一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの主な取組項目のフォローおよび銀行界を取り巻く環境等を踏まえた所要の見直し SDGsに関する会員銀行の取組み状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施および会員銀行の取組み周知・促進等を目的とした「全銀協SDGsレポート」の公表等による情報提供
 2. 2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとした 持続可能な社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮（目標⑦、⑫、⑬、⑭、⑮） 【担当：SDGs/ESG推進検討部会、健全性規制等検討部会】	(1)2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとした持続可能な社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントに関する会員行の取組支援、関係経済団体等を招いた勉強会の開催 サステナブル・ファイナンスに関する評価軸・基準等の動向のフォロー、先駆的な取組事例の共有、関係省庁の審議会等への参画および意見発信 環境・社会的な効果（インパクト）の創出を意図するインパクト投資の動向など、サステナブル・ファイナンスの進捗に向けた議論のフォローと発信、中小企業団体等との連携深化を踏まえた政府への支援策等の要望 企業および会員銀行のサステナビリティ・非財務情報開示の充実に向けた、TCFD提言等に関する会員銀行の取組状況の把握、IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会および金融審議会等、国内外の検討状況等のフォローおよび意見発信 気候変動リスクに関する国内外の議論への参画、関係省庁の検討状況のフォローおよび意見発信 自然資本・生物多様性に関する国際議論のフォローおよび、TNFDフォーラムなども活用した機動的な情報収集
	(2)2050年カーボンニュートラルに向けた会員銀行の取組状況等に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 経団連の「カーボンニュートラル行動計画」および「循環型社会形成自主行動計画」をはじめとする銀行界の各種取組みに関する進捗状況および新たな全銀協目標の達成具合を把握するためのフォローアップ調査の継続実施（会員銀行のCO₂排出量、再生紙および環境配慮型用紙購入率、紙のリサイクル率、「通帳不発行型商品」の会員銀行の導入率、長期温暖化対策、プラスチック関連目標、生物多様性等）
 3. 地域経済の活性化、 地方創生への取組み （目標⑧） 【担当：融資業務態勢検討部 会】	地域経済の活性化、地方創生への取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生に関し、まち・ひと・しごと創生本部をはじめとする関係省庁・自治体・機関等の施策のフォローや、調査協力・周知依頼等に対しての必要な対応等の実施 会員銀行における地方創生に関する取組事例の調査とともに、対外的な情報発信の実施 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」等を通じた地方創生に係る情報収集を行うとともに、必要に応じた会員銀行への情報還元など地方創生に関する個別行の取組みのサポートの実施

課題（大項目）	課題（中項目）	2023年度の具体的な取組み
<div data-bbox="204 902 280 981" style="display: inline-block; text-align: center;">  <p>4 教育・研修 あそびに</p> </div> <p>4. 金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上（目標④） 【担当：SDGs/ESG推進検討部会、顧客本位検討部会】</p>	<p>全銀協、会員銀行における金融経済教育活動の拡充ならびに同活動をより公益的な活動として推進することを目的とした関係金融団体等との連携強化</p>	<p>(金融経済教育推進機構（仮称）設立への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年11月に決定された「資産所得倍増プラン」や、同年12月に公表された金融審議会「顧客本位タスクフォース」中間報告において、新たに2024年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立することが掲げられ、「運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得る」とされたことを受けた、機構設立に向けた所要の対応 同機構の設立準備状況も踏まえた全銀協としての金融経済教育活動および他の金融関係団体等との連携施策の検討 <p>(全対象層共通施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府における金融経済教育推進体制等に係る検討、家計の安定的な資産形成の促進、コロナ禍の継続とICT化の進展等、金融経済教育を取り巻く環境を踏まえた講師派遣事業、および各種教材の作成・見直し・提供事業の検討・実施 <p>(学校向け施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年年齢引下げ、新学習指導要領の実施等を踏まえた学校教育における金融経済教育の広がりを目的とした、各教育委員会との連携事業の検討・実施（金融経済教育指定校制度、高校生による特殊詐欺防止啓発活動の支援等） <p>(大学生・若年社会人等向け施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な家計管理・安定的な資産形成の促進を目的とした若年社会人等向け金融経済教育としての広報活動の検討・実施 <p>(会員銀行、他金融団体等との連携施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育活動に関する会員銀行の取組みの把握・促進を目的としたアンケート調査および好事例等を含む結果の還元等 国民の金融リテラシーの向上および子ども・若者の貧困問題解決への貢献を目的とした日本証券業協会との連携・協力施策（講師人材の共同利用、銀行OB/OG・証券OB/OGの講師としての活用促進、イベント・セミナーの共催等）の実施および金融経済教育ニーズの掘り起こしに向けた取組みの検討・実施
<div data-bbox="204 1644 280 1722" style="display: inline-block; text-align: center;">  <p>8 働きがい 経済再生</p> </div> <p>5. 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等（目標⑧） 【担当：高齢社会対応等検討部会、SDGs/ESG推進検討部会、人権・同和問題検討部会】</p>	<p>高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等に向けた取組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢顧客との金融取引に係る政府・関係団体の動向や会員銀行における取組状況等のフォローと、必要に応じた会員銀行への情報提供の実施とともに、金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方の更新や新たな考え方の策定等の検討・実施 バリアフリーに関する会員銀行の取組状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施、関係省庁等における議論のフォロー・ヒアリング等での意見発信および会員銀行への情報提供等

課題（大項目）	課題（中項目）	2023年度の具体的な取組み
 6. デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供（目標⑨） 【担当：決済高度化検討部会、税・公金収納効率化検討部会】	(1)関係省庁および関係産業団体への働きかけや、電子インボイスとのシームレスな連携を通じた全銀EDIシステム（ZEDI）の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 2023年10月のインボイス制度の開始を踏まえた、電子インボイスと金融EDIのシームレスな連携を通じた業務効率化など、事業者に対する周知活動の強化 全銀ネットにおけるZEDI更改に向けた要件定義・基本設計等の協働 情報処理推進機構デジタルアーキテクチャ・デザインセンター「企業間取引将来ビジョン検討会」に参画し、検討状況等をフォローするとともに、必要に応じて関係者と協働 ZEDIの利活用促進に向けた、関係省庁および関係産業団体への継続的な働きかけの実施
	(2)手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組み促進	<ul style="list-style-type: none"> 金融界において策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづいた、最終目標（2026年度末までに交換枚数をゼロにする）の達成に向けた金融界の取組状況のフォローアップとともに、利用実態調査の結果を踏まえた、新たな取組み・方針要否の検討 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた、金融庁・中企庁等の関係省庁との連携のうえでの、産業界への働きかけの実施 手形・小切手機能の電子化に係る周知・広報のでんさいネットと連携のうえでの実施 手形・小切手以外の交換証券類（その他証券類）について、関係機関・関係省庁との連携のうえでの、交換枚数の極小化に向けた取組みの実施
	(3)税・公金収納の効率化の促進（2023年度からの地方税統一QRコードの活用開始）	<ul style="list-style-type: none"> 地方税におけるQRコードの活用状況を踏まえた、必要な対応とともに、地方税以外へのQRコードの活用範囲の拡大に向けた必要な対応の実施 会員銀行ヒアリング等を通じた税・公金の電子納付に関する課題の把握とともに、関係先に対する税・公金の電子納付の推進等に関する要望活動の実施 税・公金の電子納付の普及促進に向けた効果的な施策の検討・実施
 7. 金融犯罪およびマネー・ローダリング、FATFへの対応（目標⑯） 【担当：金融犯罪対応等検討部会、マネー・ローダリング問題検討部会】	(1)金融犯罪の被害防止	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺やフィッシング詐欺等の金融犯罪の犯罪動向を踏まえた取組みの充実（金融犯罪防止啓発活動の実施等） インターネットバンキング等に関連する不正出金などの足下の犯罪手口を踏まえた、会員銀行向けの情報提供・注意喚起や顧客向け周知広報等の施策の検討・実施
	(2)AML/CFT態勢の高度化	<ul style="list-style-type: none"> FATFに関する情報提供および対応の検討 AML/CFT動向の情報収集、先進的な取組み、重要文書翻訳等の情報提供 継続的顧客管理の実施等に係る顧客向けの周知広報活動の実施 マネロン対応高度化官民連絡会等による当局と他業態（協同組織金融機関を含む）との連携の強化
  8. 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実（目標⑤、⑩） 【担当：人権・同和問題検討部会、SDGs/ESG推進検討部会】	人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の提供（人権講演会の開催、人権だよりの発行等） 人権啓発活動支援の実施等（人権テキストの作成、人権啓発標語の募集・表彰等）
	人的資本に関する理解や取組促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 会員行の人的資本に関する理解や取組促進に向けた支援の実施

全銀協の2023年度活動状況

全銀協はSDGsの17目標に関連づけた8つの主な取組項目を掲げ、2023年度の取組みを推進してきました。各取組みの概要と2023年度の成果等を紹介します。

1 SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組みの一層の推進



SDGsの17目標の達成に向けた銀行界共通の取組みとして、会員銀行の取組状況の把握・支援等を目的に、SDGs/ESGに関するアンケート調査の実施や、全銀協および会員銀行の取組事例等のレポートでの紹介等を行っています。

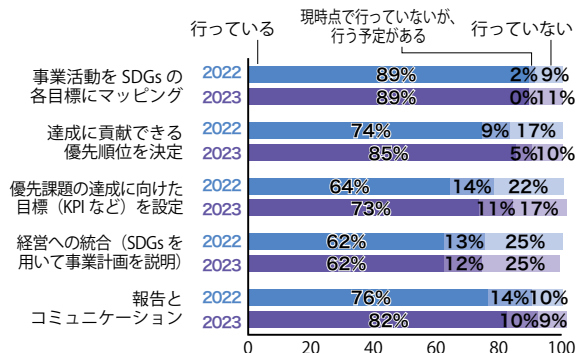
① SDGs/ESGに関するアンケート調査

会員銀行の取組状況等を把握するとともに、その結果の還元による会員銀行の取組みの一層の推進を目的として、正会員を対象にSDGs/ESGに関する各行の取組みの実態を調査し、その集計結果を還元しています。2023年度の調査（2023年7月末時点）では114行から回答があり、SDGs/ESGに関する取組みに着実な進展が見られていることがわかる結果となりました。引き続き、会員銀行のさらなる取組みを支援するため、今後も項目の更新など必要な対応をしつつ継続的にアンケート調査を実施する予定です。

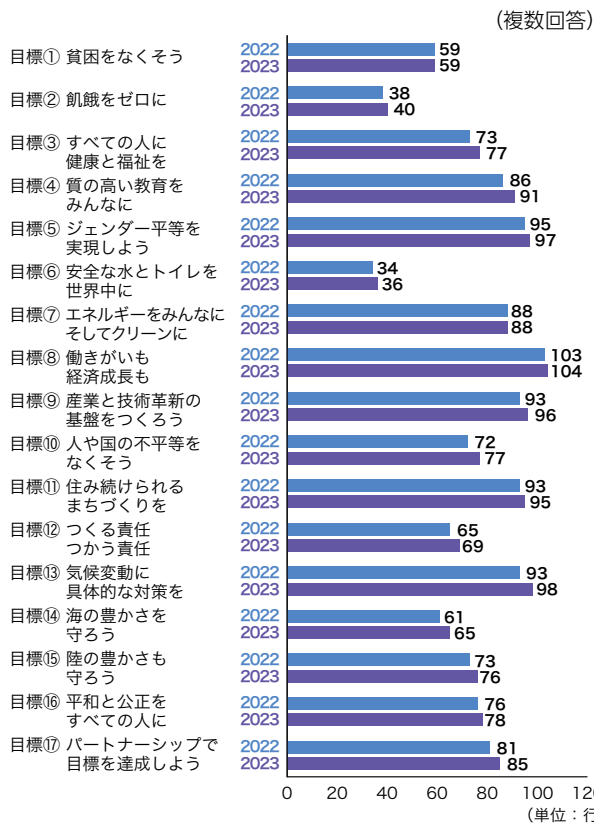
2023年度アンケート調査の結果(概要) ※2023年7月末時点

- 回答があった114行中76行（67%）がSDGs/ESGに関する取組みについての専門部門・部署を設置して対応している（2022年度：69行（61%））。
- 回答があった114行中111行（97%）がSDGs/ESGに関する取組みについて情報開示をしている（2022年度：109行（96%））。

SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの状況



SDGs17目標のうち会員銀行が取り組んでいる目標



②全銀協SDGsレポートの発行

SDGs/ESGに関する銀行界の取組みについて対外的な発信を強化すること、SDGs/ESGの観点を踏まえた課題に対して会員銀行の理解を深め自主的取組みの推進を一層支援することを目的として、2018年度から「全銀協SDGsレポート」を発行しています。また、日本の銀行界の取組みを広く世界に周知できるよう英語版「JBA SDGs Report」も作成・公表しています。

2023年度の本レポートでは、全銀協の2023年度の主な活動状況についての掲載のほか、会員銀行のSDGsに関する取組事例、直近の国内外の動向に関する有識者のコラム等を掲載しています。

2

2050年 カーボンニュートラル/ ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮



2016年に発効したパリ協定により、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする世界共通の目標が設定されました。わが国においても、パリ協定の目標達成に向けて、2023年5月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）（2023年6月施行）を制定し、今後10年間に官民合わせて150兆円を超えるGX投融資を実行することが決定されました。

また、2022年12月には「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性保護に向けた2030年までの世界共通の目標が設定されました。わが国においても、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されるなど、サステナブルな社会の実現に向けて、国内外で様々な取組みが進められています。

これらサステナブルな社会の実現に向けた取組みについては、政府や地方自治体のみならず、社会経済活動の主体の1つである銀行を含む企業の取組みも必要不可欠であり、銀行をはじめとする金融機関の役割発揮に向けた期待が高まっています。

企業の取組みにおいては、情報開示が重要な要素の1つとなりますが、情報開示に関しては、2015年に設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の取組みが、2023年6月に国際的に統一されたサステナビリティ開示基準として、国際会計基準（IFRS）財団内に設置された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるIFRSサステナビリティ開示基準として結実しました。これに伴い、TCFDは2023年をもってその役目を終え、IFRS財団に完全に統合されることが発表されており、2024年からはIFRS財団が企業の気候関連情報開示の進捗を監視する責任を引き継ぐこととなりました。

加えて、生物多様性分野においても、2023年9月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）により最終提言v1.0が公表され、自然資本・生物多様性分野における企業活動の情報開示が推奨されています（TNFDについての説明は15頁参照）。

わが国においても、2023年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正により、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、サステナビリティに関する企業の取組みの情報開示が始まっています。

こうした背景等を踏まえ、SDGsの目標「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「12. つくる責任つかう責任」「13. 気候変動に具体的な対策を」「14. 海の豊かさを守ろう」「15. 陸の豊かさを守ろう」の達成に資するよう、「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」にもとづく取組みや、日本経済団体連合会（経団連）の「カーボンニュートラル行動計画」等への参加・目標設定などを通じて、会員銀行の取組みを推進・支援しています。

①全銀協イニシアティブにもとづく取組み

銀行界においても、金融・社会インフラとして企業の資金繰りを支えつつ、1.5℃目標の達成に必要とされる社会経済全体のカーボンニュートラル／ネットゼロの実現を、しっかり支えていくことが喫緊かつ重要な課題となっています。

全銀協は、中長期的な視点に立って、カーボンニュートラルの実現に向けた銀行界の取組みをさらに強化するため、2021年12月、基本方針や重点的に取り組むべき分野を定めた「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定しました。

全銀協は、同イニシアティブにもとづいて、わが国における2050年カーボンニュートラル／ネットゼロの実現に貢献するための様々な施策に取り組んでいます。同イニシアティブは年次で見直しを行っており、2024年3月には、2023年中の活動内容を振り返り、必要な更新を実施した「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ2024」を取りまとめ公表しました。

2023年度は、顧客企業と会員銀行担当者が脱炭素経営や気候変動対応について対話する際の参考資料の作成^{※1}・更新^{※2}など、顧客企業と会員銀行の円滑な対話（エンゲージメント）に資する環境整備に向けた取組みを実施しました。そのほか、会員銀行向け説明会の12回の開催や各地の経済連合会・商工会議所での講演の実施、全銀協気候変動特設サイト^{※3}や会員銀行向けに参考情報を集約した情報プラットフォームを通じた情報提供など、産業界・政府関係省庁とも連携しながら、銀行界・産業界の気候変動問題への取組推進に向けた施策に取り組みました。

※1 「脱炭素経営に向けたはじめの一步」の公開について <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n013001/>

※2 脱炭素経営に向けた参考資料「CO₂見える化とその先に」の公開について <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n022901/>

※3 全銀協気候変動特設サイト <https://www.zenginkyo.or.jp/climate-change/>



②海外のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信等

カーボンニュートラルをはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けて、トランジションファイナンスをはじめとするサステナブルファイナンスや、気候関連情報を含むサステナビリティ情報開示（非財務情報開示）、気候関連リスクの分析・管理等について、グローバルレベルで議論が進展しています。

トランジションファイナンスに関しては、その信頼性・実効性の担保に向けて、海外当局や民間のイニシアティブを中心に、「移行計画」の策定・開示などに向けた検討が進められています。

サステナビリティ情報開示に関しては、2023年6月に、IFRS財団内に設置されたISSBが、国際的に統一されたサステナビリティ開示基準であるIFRSサステナビリティ開示基準（S1号（サステナビリティ全般）およびS2号（気候関連開示））を公表しました。現在はS1号・S2号に続く新たなテーマのサステナビリティ開示基準の開発等について検討が進められています。

気候関連リスクの分析・管理に関しては、様々な主体（金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）等）において検討が行われています。特に、海外当局や中央銀行では、金融機関の気候関連リスク管理に関するストレステストを試行しており、シナリオ分析に係る具体的な手法や必要となるデータの不足などの課題が指摘されています。これらの状況を踏まえて、NGFSでは、シナリオ分析の高度化に向けて共通シナリオを公表しており、2023年11月に第4版を公表しました。

また、BCBSは、「気候関連金融リスクの実効的な管理・監督のための諸原則」（2022年6月公表）、「気候関連金融リスクに関するよくある質問（FAQ）」（2022年12月公表）、「気候関連金融リスクの開示（市中協議文書）」（2023年11月公表）等を公表し、金融機関に対し気候関連リスクをリスク管理の枠組みに組み込むこと等を求めています。

全銀協は、これらの海外当局を含めた国際的なサステナブルファイナンス等に関する様々な取組みに対して全銀協意見を提出したほか、韓国銀行連合会とグリーントランスフォーメーション（GX）等に関する共同セミナーを開催するなど、積極的に意見発信を行っています。

③国内のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信等

日本においても、グローバルな議論を踏まえつつ、サステナブルファイナンス等に関する様々な議論や取組みが行われています。

2023年6月には、金融庁から、ネットゼロに向けた金融機関等の取組みに関する提言（ガイド）として「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」が公表されました。

また、サステナビリティ情報開示に関しては、財務会計基準機構内に設置されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）において、IFRSサステナビリティ開示基準を踏まえた日本国内のサステナビリティ開示基準の開発が進められており、2024年度中の最終化が予定されています。

全銀協は、金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」をはじめ、関係省庁等の審議会・検討会等にメンバーやオブザーバーとして参加し、銀行界としての考え方を発信するとともに、関係省庁等の対応をフォローし、必要に応じて全銀協意見を提出するなど、積極的に意見発信を行っています。

足元では、環境・社会的な効果（インパクト）の創出を意図するインパクト投資の促進を巡る議論も活発化し、2023年6月には、金融庁から「インパクト投資等に関する検討会報告書」が公表されました。2023年11月には、インパクト投資市場の拡大に向けて、投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者がフラットに議論し、国内外のネットワークとの対話・発信を図る場である「インパクトコンソーシアム」の設立発起人会が開催され、全銀協会長が発起人を務めるとともに、全銀協も同コンソーシアムに参画しました。

④サステナビリティ情報開示調査

近年、銀行界が、気候変動関連の機会・リスクへの対応や、環境・社会などサステナビリティ課題の解決に資する投資判断等を行うことが一層求められていることを背景に、2018年度から年次で、TCFDによる最終報告書（TCFD提言）を巡る国内外の動向、および投融资ポリシーの国内外の事例等について調査し、「TCFD最終報告書を受けた取組みと投融资ポリシー策定に関する調査報告書」として取りまとめ、会員銀行に還元してきました。

これらTCFD提言を契機とした企業の気候関連情報開示の取組みは、IFRSサステナビリティ開示基準として結実しました。これに伴い、TCFDはその役目を終え、IFRS財団が企業の気候関連情報開示の進捗を監視する責任を引き継ぐこととなっています。

今後、銀行をはじめ企業は、TCFD提言をもとに開発されたIFRSサステナビリティ開示基準、およびそれにもとづいて開発される各法域のサステナビリティ開示基準に沿って、開示を行うことが想定されます。

わが国においても、2023年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からは、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、TCFD提言の4項目のうち、「ガバナンス」および「リスク管理」に関する記載が必須となり、「戦略」および「指標及び目標」については重要性に応じて記載することとされています。

こうしたサステナビリティ情報開示を巡る重要な環境変化を踏まえ、全銀協は、これまでの調査報告書を刷新するかたちで、サステナビリティ情報開示を巡る国内外の動向や参考となる開示事例を取りまとめ、会員銀行に情報提供を行ったほか、中堅・中小企業も意識したサステナビリティ情報開示の標準化に向けた議論に参画しました。

⑤自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）への対応

TNFDはTCFDに続く枠組みとして、2019年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、2021年6月に設立された国際的なイニシアティブです。TNFDは、企業や金融機関が自然資本や生物多様性に関するリスクと機会を適切に評価し、開示するためのフレームワークを構築することで、世界の金融の流れを自然や生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる方向へシフトさせるようサポートすることを目的としています。

全銀協は、TNFDが2022年3月から4回にわたって実施したフレームワーク開発に向けた市中協議に対して意見提出を行っており、これらの市中協議を踏まえ、2023年9月にTNFDの最終提言v1.0が公表されました。全銀協は、会員銀行向け説明会を開催したほか、2022年12月からTNFDの検討をサポートするステークホルダー組織であるTNFDフォーラムに参画しており、今後もTNFDにおける議論の動向をフォローしていく予定です。

⑥カーボンニュートラル行動計画等における目標値の設定およびフォローアップ調査の実施

全銀協は、2001年度から経団連の二酸化炭素排出削減等を目標とする「カーボンニュートラル行動計画」*および再資源化を目標とする「循環型社会形成自主行動計画」*に参加し、目標を設定するとともに、正会員を対象に環境問題への取組状況を把握するためのフォローアップ調査を実施してきました。

*前身にあたる自主行動計画を含む。

【カーボンニュートラル行動計画および循環型社会形成自主行動計画の全銀協目標】

計画	目標	2023年度調査結果（2022年度実績*） ※調査の対象期間は2022年4月～2023年3月であり、正会員114行を対象としている
カーボンニュートラル行動計画	フェーズII目標 2030年度におけるCO ₂ 排出量を2013年度比で51%減とする	●正会員のCO ₂ 排出量は894,150トン ●目標の基準年度比45.3%減
	2050年目標 社会全体のカーボンニュートラル／ネットゼロへの公正な移行に向けて、銀行界を挙げて推進するとともに、CO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す	●2050年を展望した温暖化対策目標について、「設定している」と回答した銀行（2030年ネットゼロを目標とする銀行を含む）は59行、52%
循環型社会形成自主行動計画	紙のリサイクル率・再生紙等の購入率等に関する目標	●紙のリサイクル率は90.9%
		●再生紙および環境配慮型用紙購入率は73.8%
	●通帳不発行型預金商品の取扱いを行う銀行は108行、94.7%	
	●使用後のペットボトルの分別を「行っている」とする銀行は113行、99.1%	
プラスチック関連目標	●海洋プラスチックごみを減らす取組みを「行っている」とする銀行は97行、85.1%	
	【取組事例】 ・海岸等の清掃活動の実施 ・プラスチック製品の利用停止等による使用量削減 ・プラスチック製品から紙製品等への切替え	
	●政府方針に沿ったプラスチック関連の対策を行う企業へ積極的な支援を行う銀行は23行、20.2%	

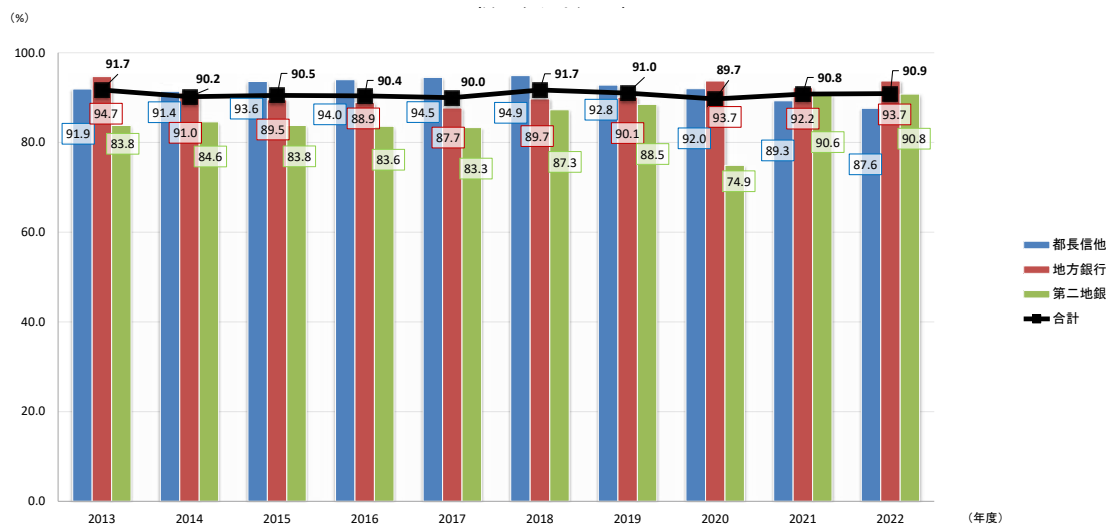
2023年度のフォローアップ調査（2022年度実績）の結果は表のとおりです。

このうち、「カーボンニュートラル行動計画」における2030年度目標および2050年目標については、政府における「カーボンニュートラル宣言」や地球温暖化対策計画の閣議決定等の政府動向を踏まえ、2023年1月に目標を見直しています。2030年度における数値目標について、「CO₂排出量の削減率」は目標51%減に対し45.3%減にまで達しており、取組みが着実に進んでいる状況が窺えました。

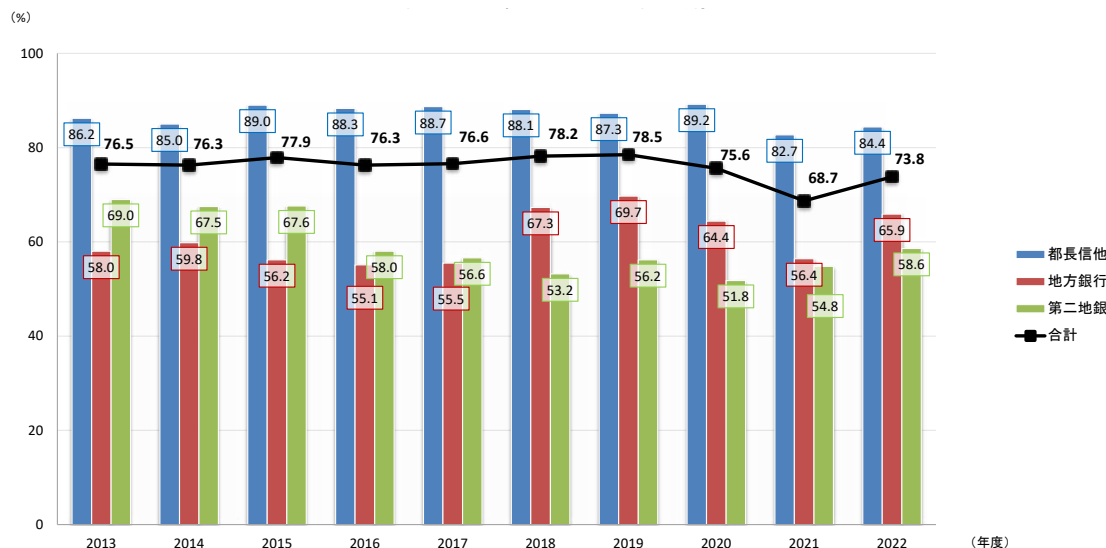
なお、銀行業という業務の性格上、その取組みの中心は各店舗における電力使用量の削減に向けた内容が主となりますが、実施する対策は、各行の状況に応じて多岐にわたります。会員銀行からは、特に効果のあった取組みとして、前回調査に引き続き、省エネ型空調機の導入や高効率照明器具（LED照明等）の導入など、ハード面による省電力の取組みが寄せられたほか、節電対応電気製品の積極的な使用や空調機の稼働時間短縮といった事例が寄せられました。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーが多くの銀行で活用されているほか、地球環境問題に関する融資面での対応や同問題への融資以外の対応商品について、引き続き全体の8割以上の銀行から「配慮している」「取り扱っている」との回答が寄せられました。

全銀協は引き続きフォローアップ調査を実施することで、会員銀行の上記目標に向けた取組みが進められるよう取り組んでいきます。

紙のリサイクル率



再生紙および環境配慮型用紙の購入率



3 地域経済の活性化、地方創生への取り組み

8 働きがいも
経済成長も

地方創生への取り組みは、SDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものと考えられます。全銀協は、地方創生をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に地域活性化に向けて会員銀行の積極的な取組みを促進していくための取組みを実施しています。

その一環として、2018年度以降、年次で会員銀行の地方創生に関する取組事例のアンケート調査を実施し、その調査結果を会員銀行に還元するとともに、全銀協ウェブサイトにおいて公表しています。

また、本レポートにおいても会員銀行の地方創生に関する取組事例を紹介し、会員銀行の地方創生への取組みの推進を図っています。

全銀協ウェブサイト

「地方創生に関する取組み」<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sousei/>

会員銀行^{*}の取組事例（2023年度 アンケート調査結果）

- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
三井住友銀行 「大阪市リバーズピッチ&マッチング」
埼玉りそな銀行 「日高市巾着田（高麗川河川敷）の利活用検討事業」
- 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
三菱UFJ銀行 「[ALL-JAPAN観光立国ファンド]を通じた地域創生プロジェクトへの支援」
三井住友銀行 「神戸市/神戸空港～都心～有馬温泉間における地域公共交通機関のキャッシュレス化」
- 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
みずほ銀行 「福島県会津地域における都市OS接続型デジタル地域通貨『会津コイン』の発行・事業推進」
りそな銀行 「本業支援活動」
三井住友信託銀行 「地方国立大学との合併会社設立」
- 新しい時代の流れを力にする
三井住友信託銀行 「再エネ水素サプライチェーンを構築する実証事業（環境省）」
- その他
みずほ信託銀行 「WEB（非対面）での『遺産整理業務』の取扱いについて」

^{*}地方銀行および第二地方銀行協会加盟行の取組事例は、以下の全国地方銀行協会および第二地方銀行協会のウェブサイト参照

全国地方銀行協会ウェブサイト

「地方創生事例集」https://www.chiginkyo.or.jp/regional_banks/initiative/creation/

第二地方銀行協会ウェブサイト

「地域活性化」https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/region_activate.html

また、全銀協は、内閣府 地方創生推進事務局が2018年8月に設置した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に加入しており、同プラットフォームを通じて、会員銀行への情報還元等を図っています。

4

金融経済教育活動の推進による
国民の金融リテラシー向上

全銀協は従来から、「銀行の役割・機能等の理解促進」に加え、「家計管理・生活設計」や「金融取引に関する意識・知識等の向上」等、金融リテラシー向上を目的とした金融経済教育活動を積極的に行ってきました。

この金融経済教育の意義・目的は、「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと」（金融経済教育研究会報告書（2013年4月））であり、これは「持続可能なライフスタイルの理解」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「4.質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものです。

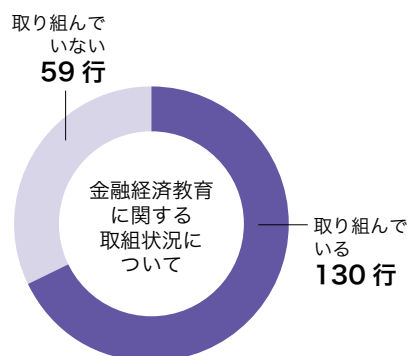
このため、金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に取組みを推進・拡充していくこととしています。

①金融経済教育の取組みに関するアンケート調査

会員銀行における金融経済教育活動に関する取組状況等を把握し、その結果を還元することにより会員銀行の取組みを一層促進することを目的として、正・準・特例会員を対象にアンケート調査（2022年度実績）を行いました。189行から回答があり、取組事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。本アンケート調査の結果（概要）は以下のとおりです。

2023年度アンケート調査の結果（概要）※2022年度実績

- 金融経済教育に関する実施状況について、回答のあった189行中130行（69%）（正会員においては、114行中110行（96%））が金融経済教育を実施（なお、新型コロナウイルス感染拡大等により、活動の中止・自粛や活動内容の変更（オンライン等非対面への振替）等、影響があったと回答したのは、金融経済教育を実施している130行中86行（66%））。
- 金融経済教育の具体的活動別の2022年度の実施状況（実施行数、合計回数、合計人数）は以下のとおりであり、約25万人（重複除く）に対して実施。



2022年度の金融経済教育に関する各種取組みの実施状況

	出張講座	銀行見学	寄附講座	セミナー・講座等	イベント	インターンシップ	合計
実施行数（行）	100	90	46	72	68	78	—
合計回数（回）	2,393	714	172	4,926	385	1,046	9,636
合計人数（人）	110,349	9,729	8,176	82,799	14,834	25,020	250,907

- 金融経済教育活動の具体事例としてあった回答（抜粋）は以下のとおり。
 - 小学生の保護者を対象とした金融セミナー（ウェビナー）と小学生向けワークショップを同時開催
 - オンラインで「おこづかいワークショップ」と「プログラミング体験」を実施
 - 大学の講義で説明後、校外学習として銀行に来訪
 - メタバースを活用したイベントの試行
 - お金に関する知識が得られる金融経済教育ウェブコンテンツの制作
 - 取引先企業の新入社員向けセミナーの実施

②家計管理・資産形成推進に関する広報活動

超高齢社会を見据え、「人生100年時代」ともいわれる長寿社会に合わせた資産管理の重要性が増しており、国民の安定的な資産形成を広く普及させる仕組みとしてiDeCoやつみたてNISAなどの制度が整備されました。こうした背景を踏まえ、全銀協は「貯蓄から資産形成へ」の流れを後押しする取組みを重要課題の1つと捉え、資産形成の重要性をテーマにした活動に力を入れています。

具体的には、若年社会人をターゲット層に設定し、昨今のデジタル化の進展等を踏まえ、ウェブサイトやスマートフォンアプリなどの媒体を活用しながら、訴求力のある著名人やゲーム等を起用した広告戦略を展開しています。

2023年度は、政府の「資産所得倍増プラン」の第一の柱でもある新しいNISAの開始（2024年1月）を目前に控え、資産形成に対する関心がますます高まっていることなども踏まえ、2023年10月からTVアニメ『進撃の巨人』とタイアップし、同作品のキャラクターとともに楽しみながら資産形成の重要性を学ぶことができる特設サイトを提供しています。同サイトは、新しいNISA制度の内容と資産形成の重要性を広く周知するとともに、家計管理やリスクを抑えるポイントなど、資産形成に役立つ金融リテラシーを幅広く身につけることができる内容となっています。

③ どこでも出張講座

2003年度以降、学校の授業や消費者セミナー、教員研修などへ依頼に応じて全銀協役員等を講師として派遣する「どこでも出張講座」を実施しています。

2023年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、対面のグループワークを含む講座を再開する等、コロナ前の通常の活動に戻し、積極的に講師派遣を行いました（2023年度は対面・非対面合わせて233件実施（後述「NISA特別出張講座」を含む。2024年2月13日時点））。

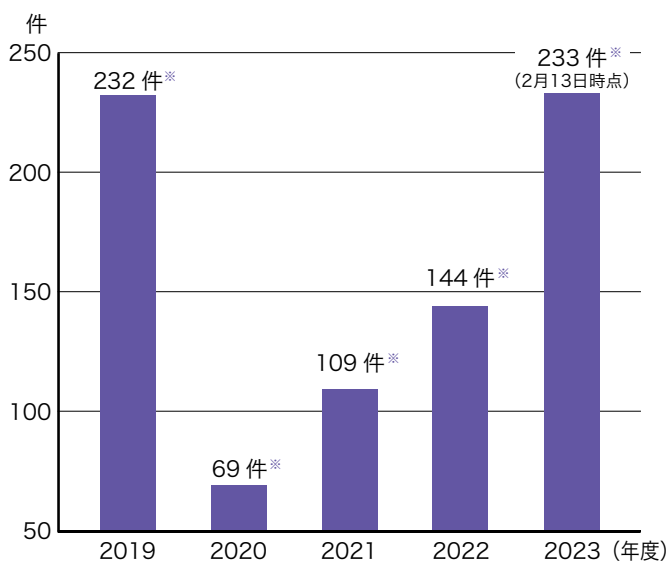
また、2024年1月から新しいNISA制度が開始されることなどを踏まえ、従前、学校や地域の消費生活センター等を対象とし、一般企業等の営利団体は対象外としていた全銀協の講師派遣制度「どこでも出張講座」の枠組みを拡充し、2023年7月から、個別企業の職域向けの「NISA特別出張講座」を開始しました。

取り扱うテーマは依頼者の希望等を踏まえて設定しますが、主なものは以下のとおりです。

対象層と主なテーマ

対象層	主なテーマ
中学・高校生	銀行のしごと
	金融のしくみと社会のかかわり
高校・大学生	ローン・クレジットのしくみとお金の使い方
	社会に出て気をつけたいお金のこと
大学生	銀行業界の動向
一般消費者等	初心者のための金融商品を選ぶポイント
	金融犯罪の手口と対策
教員等	金融経済教育の実践について
職域	家計管理と資産形成の始め方

過去5年間の件数推移



* 2019～2023年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、一部実施を見送り。

④ 金融経済教育研究指定校制度・高校生による特殊詐欺防止啓発活動

「金融経済教育研究指定校制度」は、金融経済教育に積極的に取り組む中学校や高等学校を指定し、教材、講師派遣等のツールを提供して当該校における金融経済教育の実施を支援する取組みとして2010年度にスタートしました。2012年度以降は、金融経済教育の普及について各地教育委員会により深く関与していただくため、当該教育委員会と連携して学校を指定し、活動を推進してきました。

授業の様を近隣の学校にも公開し、地域単位での金融経済教育の面的普及を目指すとともに、全銀協のウェブサイトに授業事例を示すことで、教材の普及と授業における有効活用が図られることを期待しています。

2023年度は、愛知県の教育委員会と連携のうへ、愛知県立犬山高等学校を研究指定校に指定し、「資産形成と経済」、「ESG投資・サステナブルファイナンスの重要性と活用方法について考える」、「家計をマネジメントする」、「人生のマネープランを計画しよう～未来人からの手紙～」等をテーマに公民科および家庭科の授業を実施しました。



研究指定校での授業の様

金融経済教育研究指定校 実績

年度	教育委員会	指定校
2019	茨城県 さいたま市 広島市	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校 さいたま市立浦和中学校・高等学校 広島市立可部中学校
2020	群馬県 大阪市	群馬県立伊勢崎高等学校、同太田女子高等学校 大阪府立東高等学校（当時は大阪市立東高等学校）
2021	山梨県	山梨県立甲府東高等学校
2022	栃木県	栃木県立栃木翔南高等学校
2023	愛知県	愛知県立犬山高等学校

グッズの配布・啓発活動の様子



「高校生による特殊詐欺防止啓発活動」は、生徒自身が特殊詐欺の被害が身近なところで起きている問題であることを認識し、その防止策等について理解し、生徒自身が考えた「特殊詐欺防止啓発活動」を地元地域で実践することで、生徒による社会貢献活動、ひいては地域における「特殊詐欺防止啓発活動」の自立的な広がりを期待した取組みです。高等学校家庭科の学習指導要領に明記されている「学校家庭クラブ活動」等の取組みであり、2016年度からスタートしました。全銀協は、支援金の拠出や、活動に当たっての各種アドバイス、資料提供等のサポートを行っています。

2023年度は、栃木県立小山城南高等学校に活動を委嘱し、地元警察署と連携のうへ、地域住民への啓発グッズの配布・オリジナルキャラクターを使用したチラシを用いた呼びかけなどを行ったほか、花火大会や盆踊りなどの地域のイベントや、地元商工会議所主催のイベントでの啓発活動も行いました。本活動については、地元新聞記事や地元テレビ放送でも取り上げられ、また、県警察本部および地元警察署から表彰されました。

特殊詐欺防止啓発活動実施校 実績

年度	教育委員会	指定校
2019	茨城県	茨城県立土浦湖北高等学校
2020	群馬県	群馬県立館林女子高等学校
2021	山梨県	山梨県立山梨高等学校
2022	富山県	富山県立志貴野高等学校
2023	栃木県	栃木県立小山城南高等学校

⑤ 各種教材等

全銀協は従来から広報活動の一環として銀行業務等を紹介するパンフレットやビデオなどを作成して関係先（消費生活センター、学校、個人等）へ配布してきました。「金融リテラシーマップ」^{*}の公表、成年年齢の引下げや新学習指導要領の実施、人生100年時代を見据えた資産形成・管理など、金融経済教育の充実に対する社会的要請等を踏まえ、近時は対象（中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者等）ごとに教育・啓発を行う内容を整理し、冊子や映像等の教材を作成しています。

※金融リテラシーマップ

「金融経済教育研究会報告書（2013年4月 金融庁公表）」が示した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を項目別・年齢層別に具体的に記したもので、金融経済教育推進会議において取りまとめられ、2014年6月に公表（その後2015年6月、2023年6月一部改訂）。

2023年度は以下のような教材を配布しました（（ ）内は主な対象層）。

2023年度の主な配布教材

- はじめてのお金の時間（中学生）
- 大好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり（中学生以上）
- 生活設計・マネープランゲーム（中学生以上）
- シリーズ教材お金のキホン（高校生以上）
- はじめてのサステナブルファイナンス 金融の力で地球のピンチを救おう！（高校生以上）
- 金融知識入門シリーズ（大学生以上）
- 動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし（社会人）
- 銀行の金融商品・サービス（社会人）
- 金融犯罪安全チェック（社会人・高齢者）
- 人生100年時代 始めようお金の準備（高齢者）
- これで安心！ 金融商品のご購入（高齢者）



また、「貯蓄から投資へ」および「資産所得倍増プラン」決定の流れを受け、家計管理・資産形成に関する知識のアウトプットおよび実践を目的として2023年3月にリリースした体験型投資学習アプリ教材「まねらん」について、2023年度は、新しいNISA制度の開始(2024年1月)も見据えて、投資信託へのつみたて投資を体験できる機能を追加実装しました。

⑥日証協とのMOU締結

全銀協および日本証券業協会（「日証協」）は、2021年12月に、両協会が連携・協力して金融経済教育および子どもや若者の貧困問題に関する取組みを推進するためMOU（Memorandum of Understanding：基本合意書）を締結しました。MOUを踏まえ、2023年度は、引き続き金融経済教育における講師人材の共同利用、イベント・セミナー等における連携・協力など、以下の取組みを行いました。

【連携・協力の主な取組み】

金融経済教育における講師人材の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度に日証協の制度に倣い、新たに導入した「金融インストラクター制度」を踏まえ、両協会に登録した講師の、セミナーへの共同派遣を実施。
子どもや若者の貧困問題対策における連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> 銀行界および証券界の取組みの気運を一層高めていくことを主な目的として、2024年1月に札幌において、両協会の会員を対象とした「子ども・若者の貧困問題に関するセミナー」をハイブリッド開催（24頁⑦参照）。
イベント・セミナー等における連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> 全銀協・日証協で連携・協力して作成した、「家計管理・資産形成」に関する共同コンテンツ（講義用レジュメ）を活用。 2023年6月～9月にかけて、東京商工会議所主催、全銀協・日証協共催による「家計管理・資産形成」をテーマとしたオンデマンド動画を配信（東京商工会議所会員以外も視聴可）。 同年8月に全銀協・日証協共同で教員向け「家計管理・資産形成セミナー」をオンライン形式で開催。 同年8月に全銀協・日証協共同で職域向け「職場における資産形成セミナー」を実開催。 同年11月～12月にかけて、経済広報センターの広聴会員向けにオンラインセミナーとして「人生100年時代における家計管理と資産形成」をテーマとしたオンデマンド動画を配信。

セミナーの様子



⑦子ども・若者の貧困問題に関する取組み

日証協との連携事業（24頁⑥参照）の一環として、子ども・若者の貧困問題について、銀行界および証券界の取組みの気運を一層高めていくことを主な目的として、2024年1月に札幌において、全銀協・日証協共同で、両協会の会員を対象とした「子ども・若者の貧困問題に関するセミナー」をハイブリッド形式（実開催およびオンライン配信）で開催しました。

当日は、こども家庭庁および北海道庁から、わが国および当該地域における子どもや若者の貧困問題の現状について、また、NPO法人等から困難を抱えた子どもの現状や活動内容について講演を行ったほか、全銀協会員銀行から取組事例の紹介がありました。

セミナー登壇者

省庁・自治体	こども家庭庁、北海道庁
NPO法人	NPO法人フードバンクイコロさっぽろ
金融機関	北洋銀行

その他、2023年11月に開催された、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟主催「こども未来共創フォーラム」について、全銀協として後援を行いました。

5 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等



超長寿社会の到来等を見据え、高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充を推進することは、「金融サービスの拡充」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものです。

全銀協は、「高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、今後もその重要性はますます高まるとの認識のもと、活動を推進・拡充しています。

① 会員銀行における態勢整備

全銀協は、会員銀行が、高齢のお客さま（特に認知判断能力の低下した方）・代理の方と金融取引を行う際や、社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、2020年度に「金融取引の代理等に関する考え方」および「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を取りまとめました。

認知判断能力の低下した方を対象とした、あるいは将来の認知機能の低下に備えた商品やサービスについては、多くの銀行が提供を始めているところですが、こうした会員銀行の態勢整備や取組状況の全体像を把握するため、2023年度にフォローアップ調査を実施しました。具体的には、代理取引を認める範囲や、地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携状況のほか、会員銀行が実施している独自の取組み等の調査を行い、その還元等を通じて、銀行界全体の取組みの底上げに努めています。

② 認知症サポーター養成講座

全銀協は、銀行界における認知症サポーター数を増やすことを目的に、2007年度から全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て、会員銀行等を対象に認知症サポーター養成講座を毎年開催しています。「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。

2017年7月に開催された「第6回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」の場で、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症サポーターの養成人数の目標が更新（2017年度末までに800万人であったところ、2020年度末までに1,200万人に更新）され、2019年6月にはこの新オレンジプランをさらに発展させ、認知症との「共生」と「予防」を両輪として施策の推進を目指す「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

こうした背景等を踏まえ、2023年度は2023年12月22日に認知症サポーター養成講座を開催しました。当日は、認知症の症状等を学ぶとともに、ATMや銀行店頭での認知症の方への接し方などについての具体的な事例を通じて参加者の認知症に対する理解を深めました。



養成講座の様子

③ 高齢者向け金融リテラシー教材の継続配付

全銀協は、金融犯罪被害や金融商品販売におけるトラブルの防止、適切な資産管理や資産運用の啓発等を目的とした、高齢者に対する金融経済教育を実施しています。

2022年度に引き続き、高齢者向けの金融リテラシー教材、「金融犯罪の防止啓発」および「金融商品・サービスの種類・特徴・リスク」をテーマとした教材を配付しました。

- ・人生100年時代 始めようお金の準備
- ・金融知識入門シリーズ（はじめて学ぶ相続ガイドBOOK）
- ・金融犯罪安全チェック
- ・これで安心！金融商品のご購入



④ 障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査

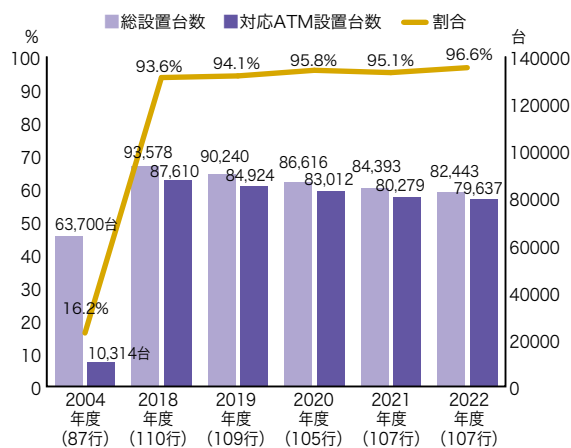
会員銀行のユニバーサルサービスの状況を把握することを目的に、2004年度から毎年、正会員に対して、障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査を実施しています。

2023年度は、正会員（114行）を対象に、2023年3月末時点の状況についてアンケート調査を実施しました。

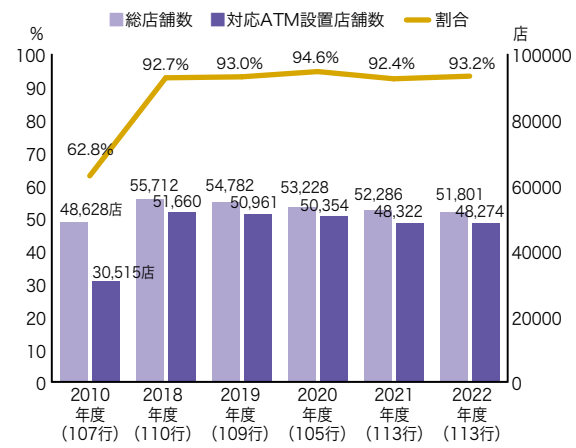
2004年度の調査開始以降、会員銀行の取組みは着実に進んでおり、例えば、視覚障がい者対応ATMの設置台数の総設置台数に占める割合は96.6%に達し、2004年度に比べて80.4ポイント増加しました。また、視覚障がい者対応ATMを設置している店舗の総店舗数に占める割合は、当該項目の調査を開始した2010年度対比30.4ポイント増加し、93.2%に達しています。

今後も、会員銀行のさらなる取組みに資するため、必要に応じて項目を見直ししながら、継続的にアンケート調査を実施する予定です。

視覚障がい者対応ATM設置台数 全体の推移



視覚障がい者対応ATM設置店舗数（無人店舗を含む）



※2010年度から当該項目の調査を開始

⑤ 関係省庁等でのバリアフリーの取組みに関する議論のフォロー等

当局等が主催する障がい者団体等との会合に全銀協も参加し意見交換を行うとともに、障がい者向けのサービス内容や障がい者団体から寄せられた意見や要望を会員銀行に提供するなどの取組みを実施しています。

2023年度は、①金融庁の「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」への参加、②国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」への参加、③内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定案）」に対する意見書提出、などの活動を行いました。また、障がい者団体からの要望事項を会員銀行に周知して意識醸成を図りました。

6

デジタル化の推進と安心・安全かつ 利便性の高い金融サービスの提供



銀行は、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供しています。この資金決済サービスを支える基盤が「決済システム」です。わが国の代表的な決済システムとして、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）のほか、全銀協が運営するものとして、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、手形・小切手等の決済を担う手形交換制度（電子交換所）、また、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営するものとして、振込・送金等を担う全国銀行データ通信システム（全銀システム）があります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものといえます。

あらゆる利用者にとっての金融サービスの利便性を追求し、決済システムの高度化・キャッシュレス化を進めていくことはSDGsの目標「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に寄与するものです。全銀協は、今後もその重要性を踏まえ、取組みを一層強化していくこととしています。

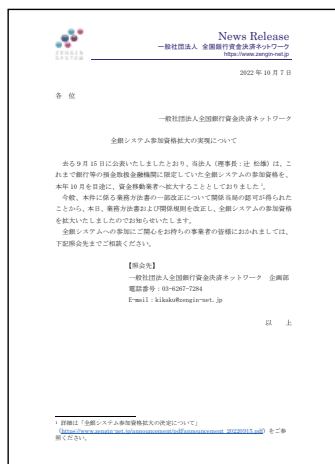
①全銀システムの高度化・資金決済の利便性向上に向けた取組み

全銀ネットが運営する全銀システムは、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関（2024年1月末時点の加盟銀行数：1,130行）（以下「加盟銀行」）間の内国為替取引に関する通知の送受信、および当該取引によって生じる加盟銀行間の為替決済額の算出・清算などを集中的に行うオンラインシステムのことで、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

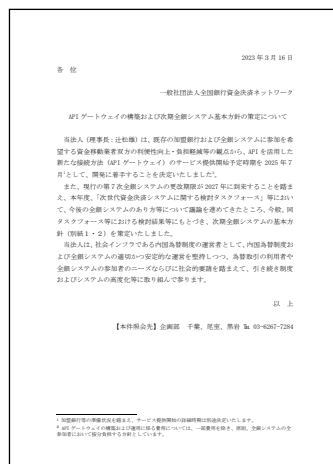
全銀システムの特長としては、高度な安全性^{*}・信頼性、国内のほぼすべての金融機関が参加している広範なネットワークにもとづく利便性、稼働開始当初から世界に先駆けて即時入金を実現した先進性が挙げられます。昨今、デジタル化の進展等に伴い、キャッシュレス決済が浸透しつつあることを背景に、決済サービスのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保や、利便性の高い送金サービス等の提供への期待が日々高まりつつあります。

全銀ネットでは、銀行や当局、学識者や決済業種関係団体、システム関連事業者等のステークホルダーと「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」および下部の「次世代資金決済システム検討ワーキンググループ」において議論を重ね、従来、銀行等の預金取扱金融機関に限定していた全銀システムの参加資格を、2022年10月から資金移動業者（ノンバンク）に拡大しました。

また、持続的な経済成長を支えるため、次世代にふさわしい決済システムを構築するべく、2023年3月には、2027年



2022年10月7日付リリース
「全銀システム参加資格拡大の実現について」



2023年3月16日付リリース
「APIゲートウェイの構築および次期全銀システム基本方針の策定について」

に更改予定の次期全銀システムの基本方針を策定しました。同年5月に国内ベンダに対し同方針を踏まえた提案を依頼した結果、9月に開発委託先をNTTデータに決定し、具体的な要件の検討を進めています。

加えて、全銀システムの高度化の一環として、2025年7月にAPIを活用した新たな接続方法（API ゲートウェイ）を構築することを決定し、開発を進めています。

全銀ネットは、全銀協と連携しつつ、内国為替取引に対する利用者のニーズや社会的要請を踏まえて、全銀システムの高度化や資金決済の利便性向上に向けて取り組んでいきます。

※ 2023年10月10日から11日の2日間、全銀システムと加盟銀行との間をつなぐ中継コンピュータ（RC23シリーズ）の故障により、一部加盟銀行においてテレ為替取引が全面停止する障害が発生しました。全銀ネットにおいては、1973年の稼働開始後初となる大規模障害を踏まえ、改善・再発防止策等を取りまとめ、2023年11月30日に金融庁に報告書を提出しています。わが国の重要インフラとして、信頼回復に向けて加盟銀行とともに全力で取り組んでいきます。

② ZEDIの利用拡大

企業間の取引に係る支払いは、月単位でまとめて支払うパターンが一般的ですが、このような場合、資金を受け取る側の企業（受取企業）ではどの取引に関する入金であるかがわかりにくく、これまで売掛金の回収確認（消込作業）に労力を要している実態があります。2018年12月にサービスを開始した「全銀EDIシステム（ZEDI）^{※1}」を利用することで、振込に支払明細等の付加情報を添付できるようになります。具体的には、請求書番号や支払通知発行日などの商取引に関する情報を総合振込のデータに添付することで、どの取引に対する支払いなのか、振込金額の内訳が分かるようになり、受取企業の売掛金の回収確認（消込作業）の効率化、支払企業側にとっての問い合わせ対応の負担軽減等につながります。

さらに、2023年10月にインボイス制度が開始したことを契機に、デジタルインボイスの普及状況や企業間の請求事務の電子化の進展を加速させるため、全銀ネットでは、企業間決済におけるZEDIとの連携を促進する取組み（「デジタルインボイス・決済連携サービス開発助成プロジェクト」）を実施しています^{※2}。

全銀協の活動として、2023年度は、4月にデジタルインボイス標準仕様に対応する金融EDI情報標準「DI-ZEDI」の策定について、決済高度化ポータルサイト^{※3}において案内しました。また、2023年11月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」に設定し、全銀ネットにおいて作成したZEDI対応の会計ソフト等の利用を促進する事業者向けウェブチラシを活用した、SNS、ウェブ広告および雑誌広告による周知（11月～12月）を実施しました。

全銀協は、ZEDIの利活用促進に向けた各種会合にも参画し、関係省庁および関係産業団体等の検討状況のフォローを行いました。具体的には、全銀ネットの「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」傘下に設置された「請求・決済データ連携促進検討ワーキンググループ」やZEDIとの接続仕様書開示先ベンダを対象とした「開発担当者交流会」に参加しました。さらに、情報処理推進機構（IPA）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）に設置された「企業間取引将来ビジョン検討会」（2022年11月に「契約・決済アーキテクチャ検討会」から改組）および「決済テクニカルミーティング」にオブザーバーとして参加しました。「決済テクニカルミーティング」においては、全銀ネットが委員として参加し、政府相互運用性フレームワーク（GIF：Government Interoperability Framework）の金融分野実装データモデルの策定に参画しました。

全銀協は引き続き、ZEDIの利用拡大に向けた取組みを継続していきます。

※1 ZEDIのサービス開始に至る経緯

2015年12月、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」において、企業間の国内送金指図（振込データ）で使用する電文方式について、「2020年までに、現行の固定長電文を廃止し、情報量や情報の互換性等の点で優れているXML電文に移行する」ことが提言。これを踏まえ、2016年2月以降、金融界、産業界、システム関連事業者、金融庁等をメンバーとする「XML電文への移行に関する検討会」において具体化に向けた検討に着手。同年12月、その検討結果を受けて、全銀協および全銀ネットは、銀行界が提供する新たな決済インフラとして構築を決定。

※2 <https://www.zengin-net.jp/zedi/zyosei/>

※3 <https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/?anc>



ZEDIによる業務効率化に関する雑誌広告

③手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みの推進

手形・小切手機能の電子化については、政府の「未来投資戦略2017」を踏まえ、全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」において2017年12月から2018年12月にかけて検討を行いました。その結果、「(国内の取引に関わる手形・小切手の) 全面的な電子化を視野に入れつつ、2019年から2023年までの5年間で全国手形交換枚数(手形・小切手・その他証券の合計)の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定[※]し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」と提言した報告書を公表しました。また、上記取組みを踏まえて今後減少していく手形・小切手に係る銀行間の交換業務の効率化を図るため、全面的な電子化までの過渡期対応として、2019年6月に電子交換所の設立を決定し、2022年11月から交換決済を開始しました。

※ 2023年11月の自主行動計画の改定を踏まえ、本目標は参考値として位置付けることとした。

また、2021年6月の政府の「成長戦略実行計画」において、「5年後(2026年)の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」とともに、「小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記されました。これを受けて、2021年4月に設置した全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」において検討を行い、2021年7月に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定しました。本行動計画では、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを最終目標に掲げており、金融界はこの目標達成に向け、産業界や関係省庁と密に連携して各種取組みを進めています。なお、2022年7月には、政府要請を踏まえ、本行動計画を改定し、電子交換所のあり方に関する検討内容を具体化しました。さらに、2023年11月には、電子交換所において行内交換分の交換枚数の把握が可能になったことから、電子交換所に持出される行内交換分を含むすべての約束手形等を削減目標とすることとして、自主行動計画を改定しました。

このほか、2023年度の取組みとして、2023年6月に政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」ことが明記されたことも踏まえ、政府・産業界・金融界による一層の周知活動の実施を目指し、以下の取組みを行いました。

- 産業界における手形・小切手の利用実態調査結果等を踏まえ、各地商工会議所や産業団体の会合等において全面的な電子化の取組みに関して説明を実施(9月~2月)
- 手形帳・小切手帳へ掲載可能な広告文・広報物の作成(11月)
- 2022年度に作成した周知チラシの更新(11月)
- 「決済・経理業務の電子化推進強化月間」(11月)を設定し、SNS、ウェブ広告、雑誌広告および記事広告を使った周知等を実施(11月~12月)
- 全銀協関係法人であるでんさいネットとの共同主催による企業向けオンラインセミナー「手形・小切手の全面的な電子化セミナー」(後援:金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、一般社団法人日本経済団体連合会)の開催(11月~1月計18回)

でんさいネットにおいても、参加金融機関と一体となって、手形・小切手から電子記録債権（でんさい）への移行を推進すべく、企業に対する周知広報活動を実施しています。具体的には、2023年5～7月にオンラインセミナー「でんさいステップアップセミナー」を計12回開催したほか、全銀協の「決済・経理業務の電子化推進強化月間」とあわせて、2023年11月を「でんさい推進強化月間」と位置づけ、参加金融機関を通じた手形・小切手利用企業向け「全面的な電子化」チラシ等の配付および企業への「ウェブ説明会」の実施等の活動を行いました。

また、でんさいの機能面等について、2022年9月に決定し公表した「利用企業が、パソコンのほかスマートフォン・タブレットからでんさいを利用することを可能とする新たな利用チャネルを、2024年中の提供を目指して構築する」という方針にもとづき、同チャネルの開発を進めたほか、約束手形等と同等以上の商品性を確保する観点から、2023年1月にでんさいサービスの機能改善（債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮・債権金額下限の引下げ）を行いました。



「手形・小切手の全面的な電子化」チラシ

④税・公金収納の効率化の検討

現在、国や自治体への税金等の多くは、紙の納付書を金融機関の窓口で持参して現金で支払われています。しかし、この窓口納付は、納付者にとっては来店のコストがかかるとともに受付時間の制約があるほか、行政機関や金融機関にとっても納付書や現金の処理に多くのコストを要する非効率な納付方法です。「税・公金収納・支払の効率化」は、こうした一連の手続きを電子化することで、すべての関係者の負担をなくしていく取組みです。これまでの全銀協の取組みの概要は次のとおりです。

2017年度～2020年度：

- 全銀協が事務局を務める「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（以下「勉強会」）およびその下部に設置した実務者級のワーキング・グループにおいて、官民の意見交換・検討を実施。勉強会では、毎年度、調査レポートを取りまとめ、公表。

2021年度～2022年度：

- 地方税のうち、自動車税や固定資産税等（申告を必要とせず、予め税額が決まる賦課税目）について、スマートフォン等を用いたQRコードによる納付を可能とする国の方針が決定。全銀協は、総務省と共同でQRコードの統一規格を策定。

2023年度：

- 2023年4月から、上記の地方税のQRコードによる納付が開始。
- 地方税のみならず、国民健康保険料等の地方公金も、QRコードによる納付が可能となるよう働きかけを行い、国の方針として採用される（遅くとも2026年9月までに開始予定）。
- 総務省の官民検討会において、納付書が電子的に送られてくる（紙の納付書が送られてこない）、ペーパーレス納付の実現に向けた検討を実施。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした対面主義からの脱却の観点からも、紙や現金を対面で授受する現在の納付方法を見直し、これを電子化することの重要性が一層高まっています。全銀協は、税・公金収納のさらなる効率化・電子化に向けた取組みを今後も進めていきます。

7 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応



全銀協は、すべての利用者に安心して銀行を利用いただけるように、オレオレ詐欺などの特殊詐欺に関する金融犯罪防止啓発活動を行うとともに、重大な組織犯罪の資金源であるマネー・ローンダリング（資金洗浄）への対策の推進など、各種犯罪の抑止に向けた活動を積極的に行ってきました。

これらの活動は、SDGsの目標「16.平和と公正をすべての人に」が掲げる平和で包摂的な社会の促進に資すると考えられます。全銀協はその重要性に鑑み、これをSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に活動を推進していくこととしています。

①インターネット・バンキングの不正送金対策に関する取組み

インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しは、預金の安全性を脅かし、銀行業の要である「お客さまからの信頼」を揺るがしかねない重大な問題であると認識しており、会員銀行におけるインターネット・バンキングの不正送金対策の向上等に向けた検討・実施の促進を目的として、正会員・準会員・特例会員を対象にアンケート調査や外部講師を招いたセミナーを実施しています。

今後もその重要性を踏まえ、本アンケート調査やセミナーを継続的に実施していく予定です。

②特殊詐欺等に関する金融犯罪防止啓発活動

2008年度以降、毎年度、各種の特殊詐欺等撲滅に向けた活動を展開しています。しかしながら、警察当局が発表した統計によると、特殊詐欺の被害は依然として高水準にあり、こうした状況のもと、全銀協においても、金融犯罪に関する被害未然防止に向けたさらなる啓発活動が期待されています。

2023年度は、過去に作成した全銀協キャラクターの「バンケンくん」をキービジュアルとした動画を引き続き活用し、YouTubeおよびTVer等による配信を行い、足元で多発しているフィッシング詐欺への啓発活動を行いました。

また、2024年3月には、朝日新聞社主催の「朝日新聞Reライフフェスティバル2024 春」において、オレオレ詐欺、還付金詐欺およびキャッシュカード犯罪の防止啓発に係る出演タレントとコラボした協賛セミナーおよび協賛ブース出展による啓発を実施しました。



動画



バナー広告

③ FATF 対日相互審査フォローアップに係る対応

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策（以下「AML/CFT（Anti-Money Laundering/Countering the Financing of Terrorism）対策」）は、国際社会がテロ等の脅威に直面するなかで取り組まなければならない喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

FATF^{*}では、AML/CFT対策の国際基準であるFATF勧告を策定し、その履行状況についてFATF参加国間で相互審査を実施しており、日本に対しては2019年10～11月に第4次相互審査が実施されました。2021年8月に審査結果が公表され、日本は「重点フォローアップ国」と評価されました。審査結果で示された改善すべき事項について、FATFによるフォローアップ調査が実施され、日本としてAML/CFT態勢のさらなる高度化が求められています（対日相互審査フォローアップ報告書（第1回）は2022年9月13日にFATFより公表）。

全銀協は、官民の連携の促進等を目的として、2018年4月から「マネロン対応高度化官民連絡会」を開催し、AML/CFTについて関係当局と情報交換を行っています。また、銀行界全体で会員銀行の取組みの一層の支援・推進を図るため、マネロンに関する海外重要文書の翻訳等を会員銀行に提供しています。

加えて、銀行の利用者に対しても、マネロンのリスクや対策の重要性を周知するとともに、銀行における顧客管理への協力を呼び掛ける活動を行っています。

2023年度はウェブ広告の実施やインターネット番組の配信、雑誌へのタイアップ記事の掲載、銀行でのポスターやチラシの配布など、様々な媒体を使用した広報活動を実施しました。

また、2023年1月、金融機関におけるAML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的とした新会社「株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構」を設立し、2024年度以降のサービス提供に向けた準備を進めています。

^{*}FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立されたマネー・ローンダリング対策の国際協調を推進するための多国間の枠組み。2001年の米国同時多発テロ事件を機に、テロ資金供与対策にも取り組んでいる。メンバーはG7を含む38か国・2地域機関（2023年11月時点）。



ウェブ広告



ポスター

8

人権・ダイバーシティを巡る
動向を踏まえた取組みの充実

全銀協は、会員銀行の人権啓発を図るため、講演会の開催や人権標語などに従来から取り組んできました。これらの活動はSDGsの目標「5.ジェンダー平等を実現しよう」および「10.人や国の不平等をなくそう」の達成に寄与するものと考えられます。

その重要性に鑑み、人権やダイバーシティに関する取組みを主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に取組みを推進することとしています。

①人権・同和問題啓発講演会

会員銀行の人権への啓発を目的として、1981年以降、年2回、専門家を講師に迎え「人権・同和問題啓発講演会」を開催し、人権問題に対する意識を深めてもらうとともに、人権問題に関する情報提供の機会を設けています。これまで同和問題をはじめ、企業・銀行と人権の問題に係るテーマを扱ったほか、近時はハラスメント、LGBT、障がい者や外国人差別等の新たな問題を取りあげています。

2023年7月の講演会は、コロナを契機に世間からの同調圧力が指摘された日本社会にスポットを当て、同調圧力の実態、世間に対する世界と日本の考え方の違い、社会や職場において、個人を尊重するためにどのような対応が必要か、「同調圧力が生む人権侵害」をテーマに掲げオンラインセミナー形式で開催しました。

【講師】

九州工業大学名誉教授 佐藤 直樹氏

また、2024年3月の講演会では、超高齢化社会と言われている日本の高齢者の人権問題として、認知症問題や虐待、高齢者のLGBT、特殊詐欺など様々な問題が挙げられており、高齢者の現状と金融取引時においてどのような対応が必要とされているか、「高齢者の人権」をテーマに掲げオンラインセミナー形式で開催しました。

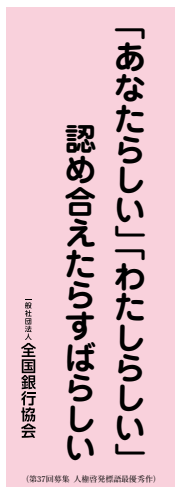
【講師】

(公財) 東京都人権啓発センター人権研修講師 関口 修一氏

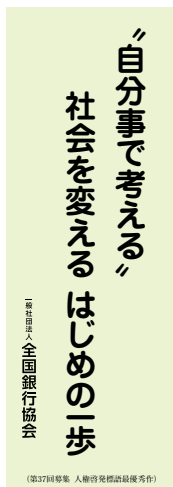
②男女共同参画社会実現に向けた取組推進に関するセミナー

男女共同参画社会実現に向けた銀行界としての取組みの一層の推進を主な目的として、2024年2月に、会員銀行を対象とした「男女共同参画社会実現に向けた取組推進に関するセミナー」をオンライン形式で開催しました。

当日は、内閣府男女共同参画局および有識者から男女共同参画社会実現に向けた国内外の動向について講演するとともに、株式会社みずほフィナンシャルグループから金融機関における具体的な取組事例について紹介がありました。



横浜銀行
松浦 希さん



あおぞら銀行
岡田 唯さん

③人権啓発標語の取組み

会員銀行の職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題研修推進活動の一環として、1987年以降、会員銀行の職員等を対象に人権啓発標語の募集を実施しています。

2023年度に実施した第37回人権啓発標語募集では、総数6万6千件を超える作品の応募があり、このなかから入選作品40作品（最優秀賞2作品、優秀賞8作品、佳作30作品）を選出しました。

④「人権だより」の発行

会員銀行に対し人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、2018年度から「人権だより」を定期的に発行し、人権に関する様々な情報を提供しています。

2023年度は9月に第10号、3月に第11号を発行しました。概要は以下のとおりです。

	内容
第10号 (9月発行)	<ul style="list-style-type: none"> 第36回人権啓発標語入選作品 会員銀行の取組紹介 (みずほフィナンシャルグループ、人権レポートの公表で情報交換やコミュニケーションのきっかけに) 人権・同和問題啓発講演会 (性的マイノリティと企業の人権課題について) どうするハラスメント？ Q&A 人権関係法令・制度状況
第11号 (3月発行)	<ul style="list-style-type: none"> 第37回人権啓発標語入選作品 会員銀行の取組紹介 (JPモルガン・チェース銀行) 人権・同和問題啓発講演会 (同調圧力が生む人権侵害) どうするハラスメント？ Q & A 人権関係法令・制度状況

⑤ 人権研修テキスト等の発行

会員銀行において新入行員向けに、人権教育・啓発活動をより積極的に進めていただくため、最近の人権問題をめぐる諸情勢や企業活動に関連する人権問題を幅広く取り上げた人権啓発研修用テキスト「みんなの人権を守るために」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター監修）（以下「人権研修テキスト」）を、2003年以降、毎年度改訂のうえ発行しています。

掲載内容は、「企業と人権のかかわり～企業の責任」、「企業を取り巻く人権問題～銀行業と人権」（外国人、障がい者、高齢者等に関する人権）、「職場における人権、個性の尊重」（ハラスメント、女性差別、LGBT問題等）等です。

2023年度は、以下の情報の追加・修正等の改訂を行い、2024年3月に発行しました。

- 2023年4月施行「育児・介護休業法」の改正法
- 2023年6月施行「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」
- 2023年12月に開始された「補完的保護対象者認定制度」
- 2024年4月施行「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正内容
- 「ドメスティックバイオレンス（DV）防止法」
- その他社会環境の変化を踏まえた修正、図表や数値等の更新

また、人権研修テキストの改訂内容に合わせて、「理解度確認テスト」、「研修用パワーポイント」の更新を行っています。



人権研修テキスト

会員銀行の取組み

Efforts of Member Banks

1 金融経済教育に関する取組み



十六銀行



人と、地域と、未来をむすぶ

十六フィナンシャルグループ

金融リテラシー教育の体系的メニュー「じゅうろく MONEY COLLEGE」

取組みの概要・特長

十六銀行では、2023年1月に、金融リテラシーに関する体系的な教育メニュー「じゅうろく MONEY COLLEGE (マネーカレッジ)」をリリースし、同年4月より運用を開始しました。このメニューでは、金融教育として一般的に提供される「金融基礎」や「資産形成」以外にも、様々な内容を取り上げています。

具体的には、成年年齢の引下げにより18歳から保護者の同意なくローンやクレジットカードを利用できるようになったことをふまえ、「ローン講座」では借入の際に気を付けるポイントやよくあるトラブルなどを解説しています。また、多様化・複雑化する決済手段に対応するための「キャッシュレス講座」も設けています。さらに、スタートアップを支援する十六フィナンシャルグループの投資専門会社が、高校生や大学生向けの「アントレプレナーシップ講座」を実施しています。地域における将来の担い手を育成するため、ビジネスアイデアの考え方や起業の仕方などを学ぶ機会を提供しています。

取組み実施の背景等

当行では、従前より地域の学校などで金融教育を実施してきましたが、近隣の営業店や本部が都度個別に対応しており、全行的な統一メニューがありませんでした。そこで、どのような金融教育が提供できるかをメニュー化し、学校などに提示できるよう取り組むこととしました。

また、成年年齢の引下げや資産形成授業の開始など金融リテラシーへの関心が高まっているなか、当行だけでなく、グループ会社の知見を活かしたメニューを盛り込

むことで、バラエティに富んだ内容が実現できると考えました。

これにより、これまでにはなかったキャッシュレスや起業などのテーマを含む「じゅうろく MONEY COLLEGE」が完成しました。

取組みの成果等

2023年4月から、高校生を中心に「じゅうろく MONEY COLLEGE」を提供し、9月までの6カ月間で約3,200人が受講しました。

キャッシュレスや金融トラブルを学んだ学生からは、「クレジットカードなど身近な契約でも責任を持つことが大切だと思った」「金融犯罪に巻き込まれないために注意する点がわかった」といった感想をいただきました。

アントレプレナーシップ講座を受講した高校生からは、「自分の想像を形にできる起業家になりたい」という意見があり、地元高校の教員の方から「起業を目指す若者の育成につながり、大変有意義である」との評価を受けています。

今後の課題・目標

2027年度までの5年間で、受講者累計20,000人を目標に掲げ、地域の金融リテラシーの向上や地域経済の将来の担い手育成に取り組んでいきます。

「じゅうろく MONEY COLLEGE (マネーカレッジ)」の策定
<https://www.16fg.co.jp/release/files/20230119.pdf>

金融リテラシー教育「じゅうろく MONEY COLLEGE (マネーカレッジ)」を開催しました
<https://www.16fg.co.jp/news/files/20230425.pdf>



じゅうろく MONEY COLLEGEのセミナーメニュー



高校生に講義を行う様子



神奈川銀行



かなぎん金融教室、かなぎん野球教室の開催

取組みの概要・特長

神奈川銀行は、2020年に神奈川県に誕生した、ルートインBCL（ベースボール・チャレンジ・リーグ）に加盟するプロ野球独立リーグチーム「神奈川フューチャードリームス」のオフィシャルスポンサーです。

同チームと連携して、2023年7月には当行の設立70周年を記念して「神奈川銀行70周年アニバーサリーゲーム」を冠協賛し、同日の試合の前後には、横浜市内外の地元少年野球チームの子どもたちを対象とした、「かなぎん金融教室」、「かなぎん野球教室」を開催しました。

「かなぎん金融教室」では、子どもたちとともに選手も参加して、一緒にお金のかせを目指し、大人になるまでにかかる費用や一生涯にかかる費用など、お金の大切さについてクイズ形式で学んでいただきました。

「かなぎん野球教室」では、キャッチボールや捕球方法などを子どもたちに指導していただき、プロ野球選手とのふれあいの時間を過ごしていただきました。

取組み実施の背景等

NISA制度の拡充等、貯蓄から投資の動きが強まるなか、日本社会では未だ貯蓄割合が多く、将来を支える若

年層の金融リテラシー向上が重要です。

子どもたちにとって、金融知識を好きなこととともに学ぶことができれば、印象に残りやすいのではないかと考え、本取組みを実施しました。

取組みの成果等

2023年7月に実施した際の受講者数は、前年同プログラムを実施した際の2倍の人数に増えました。

プロ野球選手とふれあえる機会は貴重な経験であり、金融知識もクイズ形式で学んでいただいたことから、子どもたちにとって印象に残りやすい金融リテラシー向上に貢献できたと思います。

今後の課題・目標

今後も引き続き同様の取組みを行い、同教室で学んだことを将来の資産形成へ繋げていただきたいと思います。

そのためにも、受講者数を更に増やせるよう周知活動に尽力していきます。

参考URL

https://www.kanagawabank.co.jp/public/kouken/future_dreams.html



かなぎん金融教室の様子



かなぎん野球教室の様子

2 環境に関する取組み



三菱UFJフィナンシャル・グループ (MUFG)



カーボンニュートラル（CN）に向けた取組み

取組みの概要・特長

2021年5月に邦銀初の「MUFGカーボンニュートラル宣言」を公表し、投融資ポートフォリオのGHG排出量2050年ネットゼロ、当社自らのGHG排出量2030年ネットゼロにコミットしました。

また、グローバルでのCN実現に向けた取組みを推進するための議論に貢献しています。

取組み実施の背景等

MUFGは、持続可能な環境・社会の実現に貢献するため、優先的に取り組む10の課題を選定しています。その中の一つである気候変動対応・環境保全では、事業活動に伴うリスクを適切に把握・管理する枠組みである「MUFG環境・社会ポリシーフレームワーク」の策定や、サステナブルファイナンス目標の設定等積極的な対応を行ってまいりましたが、CN宣言の下、グループ・グローバル一体となった取組みを加速させています。

取組みの成果等

MUFGは、アジアを代表する金融機関として、日本を含むアジアのCNを牽引していくため、お客さまとのエンゲージメント、トランジションファイナンスの推進、国際的な枠組み作りに係る議論への貢献に取り組んできました。

CN実現に向けては、ダイベストメントではなく、エンゲージメントを通じ、実体経済にとって現実的な排出量削減に努めることが重要です。国内外約1,500社のお客さまとの対話を進めると共に、新たなニーズ・課題を把握し、お客さまへ様々なソリューションを提供しています。ファイナンスを通じたトランジション支援実績も着実に積み上がっています。

欧米と日本では、地理的特性や産業構造、エネルギー構成の違いからCN達成に向けた道筋が異なるため、その道筋について社会の皆様から理解を得ながら、責任あ

るトランジションを進めることが重要です。2023年9月には、日本の電気と熱のCNを進める上で重要となる技術やサプライチェーンを含む循環型社会の高度化に向けた取組みを纏めた「MUFGトランジション白書2023」を発行しました。また、11月にはアジアの脱炭素化にも寄与するべく「MUFGアジアトランジション白書2023」を発行し、インドネシアとタイの電力セクターに焦点を当て、両国の市場環境や脱炭素化への課題をまとめ、金融機関の視点から見た支援策を例示しています。

また、NZBA（Net-Zero Banking Alliance）やATFSG（Asia Transition Finance Study Group）において、MUFGはトランジションファイナンスの拡大に向けた枠組み策定の議論を牽引してきました。NZBAでは、MUFGが議長を務める作業部会が、2023年12月にトランジションファイナンスの促進に係るレポート「Developing Metrics for Transition Finance-NZBA Discussion Paper」を公表しました。

今後の課題・目標

脱炭素化をはじめとした持続可能な社会の実現に向けた流れは不可逆的なものであり、MUFGとしても引き続き、お客さまとの対話を通じたエンゲージメント活動や、商品・サービス、情報の提供を通じ、お客さまと共に脱炭素社会の実現を目指していきます。

TCFD提言に基づく開示

<https://www.muftg.jp/csr/environment/tcfd/index.html>

MUFG Progress Report

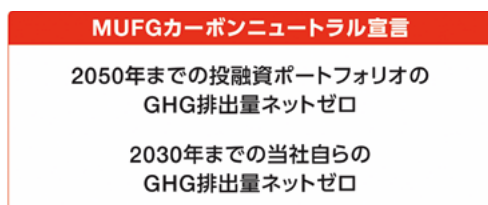
<https://www.muftg.jp/csr/report/progress/index.html>

MUFGトランジション白書/アジア版白書（英語）

<https://www.muftg.jp/english/csr/report/transition/index.html>



トランジション白書



MUFGカーボンニュートラル宣言



山形銀行



「やまぎん蔵王国定公園の森」における森林保全とカーボンニュートラルの推進

取組みの概要・特長

山形銀行では、山形県の「やまがた絆の森づくり」の取組みに賛同し、2010年から、県および公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構と「やまぎん蔵王国定公園の森」の協定を締結し、県内初となる資金提供型の森林整備事業に取り組んでいます。これは、森林整備費用の一部を当行が同機構へ提供し、同機構が蔵王国定公園内にあるスギ造林地の搬出間伐を実施するものです。また、「やまぎん蔵王国定公園の森」の他にも、県内全域に森林保全活動の輪を広げるため、「ぐるっと花笠の森」の活動として県内4つの信用金庫と連携し、各地区の森林において毎年下刈りや植栽を実施しています。

取組み実施の背景等

県土の約7割が森林で、県民が暮らす平野や盆地を包むように分布しています。当行は、地域の豊かな森を守ることに関心と責任をもち、地球温暖化防止に寄与する森林を整備・育成するとともに、CO₂吸収量の拡大によりカーボンニュートラル達成に貢献することを目的としています。

取組みの成果等

本取組みは、豊かな水を湛え供給する水源涵養機能のほか、土砂の崩壊・流出防止など県土保全による住民生

活の安全・安心、国定公園内の生物多様性保全機能、温泉や四季の美しい自然景観による保健・レクリエーション機能など、県内外の人々に多くの恵みをもたらしています。また、計画的な間伐等の森林整備により、森林による約400t-CO₂/年の二酸化炭素吸収確保につながっています。企業等の資金提供により森林を整備する「やまがた絆の森づくり」の取組みは、2021年度から5社に拡充され、2022年度の森林整備面積も約115ha（前年度比+約66ha）に拡大されていることから、県内全域に波及効果が現れています。

今後の課題・目標

森林保全に対する継続的な取組みが評価され、林野庁主催の「森林×脱炭素チャレンジ2023」において優秀賞（林野庁長官賞）を受賞しました。

取組みを継続していくとともに、行員やその家族、地域の皆さまなど、より多くの人々が森林保全に関心を持ち、できることから取り組めるような働きかけ、意識醸成に努めていきます。

森林整備と豊かな山々を守る活動（統合報告書）
<https://www.yamagatabank.co.jp/investor/library/disclosure/2023/index.html#page=47>

森林×脱炭素チャレンジ2023（ニュースリリース）
<https://www.yamagatabank.co.jp/release/pdf/2444.pdf>



下刈活動



林野庁表彰式



常陽銀行



地域のカーボンニュートラルへの貢献に関する取組み

取組みの概要・特長

- ・2022年7月、地域のカーボンニュートラルに資する事業を展開する「常陽グリーンエナジー株式会社（以下JGE）」を設立。

【主な事業】

(1) 再生可能エネルギー電源の買取・売電事業

稼働済の再エネ電源または新規開発電源を取得し、FIT制度にもとづく電力会社への売電、もしくは地域の事業会社などへのグリーン電力（非FIT）として供給。

(2) 地域のカーボンニュートラルに資する事業

自治体や地域の事業会社に対し、脱炭素に向けた取組みを支援するため、2023年2月からコーポレートPPA事業を開始。

(3) その他派生事業（カーボンオフセットに関する事業）

2022年9月、森林によるCO₂吸収効果にもとづき発行されたJ-クレジットを地域の事業会社へ販売開始。

取組み実施の背景等

- ・取り巻く環境として、カーボンニュートラルの機運が急速に高まっているなか、大手企業のみならず、地域の中小企業にもカーボンニュートラルの実現に向けた自社使用電力の再エネシフトへのニーズが顕在化しています。
- ・当行は、これまでもファイナンスを通じて地域の再エネ普及に取り組んできましたが、より直接的に地域のカーボンニュートラルに貢献するため、JGEを設立し、再エネ電源の取得・発電やその他派生事業を開始しました。

取組みの成果等

(1) 再生可能エネルギー電源の買取・売電事業

2023年9月末時点で、既存太陽光発電設備の購入により再生可能エネルギー電源を累計で約6MW取得。当社設立当初の計画では、事業開始後3年程度で約50億円を投資していくと掲げたため、現在、概ね計画通り進捗中。今後も順次、稼働済電源の取得、または電源の新規開発を進めていきます。

(2) 地域のカーボンニュートラルに資する事業

2023年4月、茨城県八千代町へオンサイトPPAによる電力供給を開始（町役場職員駐車場にソーラーカーポ-

トを設置）。また、2023年8月には、今後3年程度で約20MWを順次開発していくオフサイトPPA（非FIT電源の開発案件）の事業化が決定しました。

(3) その他派生事業（カーボンオフセットに関する事業）

2022年9月に茨城県内森林組合が創出したJ-クレジット約600tをJGEで購入し、J-クレジット購入選択権付私募債（寄贈サービス付私募債）を商品化。J-クレジットの創出元である森林組合に寄贈した私募債発行企業に対し、J-クレジットを販売。2022年12月末には完売しました。

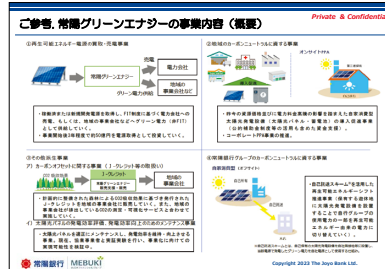
今後の課題・目標

- ・今後も良質な電源の取得や事業ノウハウを蓄積し、地域のカーボンニュートラルに貢献する取組みを進めていきます。
- ・カーボンオフセットに関する事業については、現在、J-クレジット完売につき、一旦取扱いを終了。今後の取組みを計画中です。

ニュースリリース

<https://www.joyobank.co.jp/news/>

- ・2022.7.28 常陽グリーンエナジー株式会社の設立について
- ・2022.9.28 J-クレジット購入選択権付私募債の取り扱い開始について
- ・2023.2.28 PPA事業開始について
- ・2023.4.27 八千代町へのPPAによる電力供給開始について
- ・2023.9.7 株式会社 home village および丸紅新電力株式会社とのオフサイトPPAに係る取組みについて
- ・2023.12.4 第3回地方創生SDGs金融表彰の受賞について





広島銀行



カーボンニュートラル対応支援コンサルティングについて

取組みの概要・特長

法人のお客さまを対象として、カーボンニュートラルへの対応強化に向けて、現状把握から対策提案・計画策定、実践までの各ステップで、グループ機能とアライアンスを活用したメニューを整備し、取組状況や企業規模、ニーズに応じた最適な提案・支援を実施する取組みです。

2021年12月より開始し、対話ツール整備やセミナー開催による情報提供、サステナビリティ・リンク・ローン等のサステナブルファイナンスの拡充、グループ会社やアライアンス先との連携強化を進めています。

取組み実施の背景等

パリ協定締結による国際的な脱炭素化の加速、日本政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」などを背景に、地元企業、特に地元の主要産業である自動車・船舶などの業種をはじめとしたお客さまにとって、カーボンニュートラルへの対応が急務となりつつあるなか、地元企業のカーボンニュートラルへの対応を促進・支援することを地域金融機関の使命ととらえ、グループ各社や、専門的な知見を持つ外部機関と連携した取組みを開始したものです。

取組みの成果等

カーボンニュートラルをはじめとするサステナビリティに関連する話題が切り口となり、法人のお客さまとの

経営課題に係る対話機会が増加したことが、現時点では一番の成果であると考えます。この対話を通じて、お客さまと課題を共有することで、サステナビリティ・リンク・ローン等のサステナビリティ関連のソリューション提供に繋がるケースも増加しています。

今後の課題・目標

すでに取組みを開始しているお客さまに対しては、より実効的なご支援に繋げていけるよう、引き続き対話を継続するとともに、お客さまのニーズ・課題に応じたソリューションの拡充・提供を行ってまいります。

一方、サステナビリティ全般でのソリューション提供は広がりつつあるものの、カーボンニュートラルに限ってみれば、法人のお客さまを対象としたカーボンニュートラルへの対応状況に係るヒアリングでも「取引先から要請がない」「CO₂排出量を把握していない」との回答が大半であり、多くの企業でカーボンニュートラルが喫緊の課題として認識されていない状況です。このため、まずはカーボンニュートラル対応の必要性喚起・啓発に向けて、現在、対話ツールの改訂などを検討しており、今後も地道な対話を継続してまいります。

参考URL

<https://www.hirogin.co.jp/ir/news/paper/news211209.pdf>



法人のお客さまのカーボンニュートラルに係る総合的なコンサルティングの概要

1. なぜ中小企業もカーボンニュートラル？

- ・カーボンニュートラル（脱炭素）の潮流
- ・なぜビジネスの世界でもこんなに加速している？
- ・大企業だけの問題ではなくなった
- ・中小企業にとってのリスクとチャンス

2. 中小企業は何をすればいい？

- ・カーボンニュートラル対応への取組ステップ
- ・自社のCO2排出量把握が第一歩
- ・CO2排出量の削減方法は？

3. 広島銀行からのご案内

法人のお客さまとの対話ツール「カーボンニュートラル対応に係るご提案」



SBI 新生銀行



脱炭素化に向けた段階的な移行（トランジション）の支援推進

取組みの概要・特長

クライメート・トランジション・ファイナンスは、気候変動リスクへの対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組みを行っている場合に、その取組みを支援することを目的とした金融手法です。当行は、本ファイナンスの資金充当対象のみに着目するのではなく、お客さまの脱炭素に向けた「トランジション戦略」やその戦略を実践する信頼性や透明性等を総合的に評価し、資金の出し手として、お客さまのトランジションの着実な実行を支援・促進しています。

取組み実施の背景等

当行は、温室効果ガス排出量の多いセクターを金融面から支援していくことは気候変動の取組みにおいて不可欠であり、また金融機関にとっての社会的責任であると認識しています。お客さまの脱炭素化に向けた段階的な移行であるトランジションの取組みを支援していくため、当行では部署間横断のトランジション・タスクフォースを組成し、お客さまとの対話を行っているほか、お客さまにとってのビジネス機会の観点も踏まえた戦略的なトランジション支援などを行っています。

取組みの成果等

地球規模で目指すべき脱炭素社会の実現に向け、様々なトランジション戦略を行っている株式会社JERA（以下「JERA」）向けに、2023年4月に、当行初のクライメート・トランジション・ファイナンスとして総額176億円のシンジケートローンを組成しました。組成にあ

っては、サステナブルインパクト評価室がお客さまの中・長期的なトランジション戦略などをレビューし、国際的な指針である「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」など関連原則への適合性を評価しました。

また、当行以外の金融機関に、JERAのトランジション戦略やトランジションファイナンスの意義などをあらためてご理解いただくべく、当行内の複数部署が連携し対応しました。結果的に当行を含む10行の金融機関による協調融資となり、JERAからもご評価いただきました。

今後の課題・目標

当行グループは、お客さまの脱炭素化の取組みを支援すると共に、地域金融機関等との協働により、より大きな資金循環を創出し、世の中の脱炭素化の動きを後押ししていくことを目指しています。

「サステナブルファイナンス組成金額を2030年度末までに累計5兆円」、また「温室効果ガス高排出セクター企業のトランジション推進の支援」という目標を達成し、持続可能な環境・社会の実現に貢献していきます。

リリース

<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/news/news/20230428a.html>

評価レポート

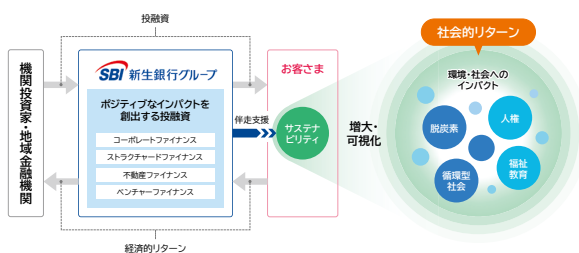
https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sustainable_finance/pdf/pctf230428.pdf

上記掲載ページ

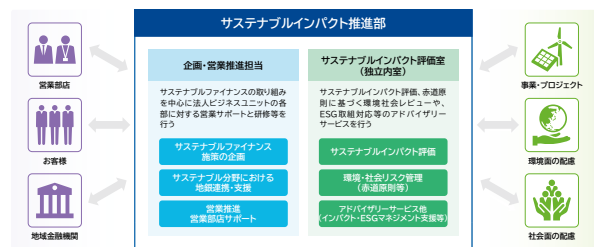
https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sustainable_finance/transition/

統合報告書 2023 (P39-40)

<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/library/integrated.html>



SBI 新生銀行における「サステナブルインパクト」のコンセプト



サステナブルインパクト推進部の紹介

3 ダイバーシティ推進に関する取組み



八十二銀行



男性の育児参画促進に関する取組み

取組みの概要・特長

八十二銀行では、多様な持ち味のある職員一人ひとりがお互いに認め合い高め合うことにより、全員の力でお客さまと地域に貢献するために、「ダイバーシティ&インクルージョン基本方針」を策定し、様々な取組みを進めています。

その取組みの一環として、男性の育児参画を促進しています。まずは「男性が育児参画すること」を当たり前にするために、男性の育児目的休暇取得率100%を目標とし取得を推進しています。主な取組みは以下の通りです。

①育児目的休暇制度の拡充

2022年10月に当行独自の育児目的休暇制度を改正し、子が2歳に達する月の末日までに10日間取得できる休暇制度としました。取得可能日数と期間を拡充するとともに、1分単位での分割取得を可能にしたことで、それぞれの家庭の状況に合わせて柔軟に利用できる制度となりました。

②男性の育児参画に関する意識啓発

男性の育児参画を促進するため、育児目的休暇の制度内容等をまとめたガイドブックを作成し、周知しています。また、育児目的休暇取得前には「育児・家事参画アクションプラン」の提出を義務化し、休暇の質を高める取組みをしています。さらに、管理職向けには、部下の仕事と育児の両立支援のポイントをまとめたガイドブックを作成し、研修を実施しています。

③アンコンシャス・バイアスへの対処

男女の固定的な役割分担意識を含む「アンコンシャス・バイアス」に対する理解促進のため、各種研修においてワークショップを実施しています。

取組み実施の背景等

性別にかかわらず誰もが活躍できる職場を目指し、取組みを進めています。男性の育児参画や女性活躍を阻害する要因の1つとして、「男性は仕事・女性は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があり、これを解消することが、多様な人材が活躍できるダイバーシティ&インクルージョンの実現につながると考えています。

取組みの成果等

男性の育児目的休暇取得率は、2020年度には35.9%でしたが、2023年度上期には124.0%*まで上昇しました。

実際に育児目的休暇を取得した男性職員については、家事・育児に対する主体性が高まり、休暇取得後の積極的な家事・育児への参画につながっています。また、休暇取得を機に業務の棚卸しやマニュアル作成をすることで、仕事の属人化の緩和などの効果も出ています。さらに、「お互いさまの精神」が育まれることにより、働きやすい職場風土の醸成につながっています。

*育児目的休暇取得率は、当該期間に育児休業等を開始した男性従業員数に対し、当該期間に配偶者が出産した男性従業員数で除して算出しています。

今後の課題・目標

男性の育児目的休暇取得率について、足元では100%目標を達成しましたが、今後は取得日数の増加が課題です。引き続き、意識啓発・職場環境の整備を継続していくことで、性別にかかわらず誰もが働きやすく、働きがいを持っていきいきと働ける職場づくりを促進していきます。

参考URL

<https://www.82bank.co.jp/about/esg/diversity.html>
https://www.82bank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/ki_pdf_2023dis_total.pdf



両立支援ガイドブックイメージ



アンコンシャス・バイアス研修



あおぞら銀行



女性従業員の活躍推進 / 多様なキャリアの構築支援について

取組みの概要・特長

あおぞら銀行では、「仲間の多様な生き方、考え方、働き方を尊重し、仲間の成長を支援する」をあおぞらアクションの1つとして掲げ、多様な視点や価値観を尊重し、誰もが自由闊達に意見を言い合える風通しのよさや、チームワークを重視する組織風土を大切にしています。

また、2021年度以降から女性・外国人・キャリア採用者の管理職比率に目標を設定し、中核人材の登用などにおける多様性確保に向けた取組み強化を進め、人材育成・環境方針を整備してきました。

取組み実施の背景等

・女性従業員の活躍推進

キャリアコースに関係なく、挑戦する人には飛躍するチャンスが平等にあることを目指し、2020年度の人事制度改革によって“一般職”を廃止し、キャリアコースによる役割や業務範囲の制限を完全に撤廃しました。あわせて、新たに一般職から総合職へ転換した従業員を対象に、経験領域の拡充をマインドやスキルの観点から後押しするキャリア研修や行内短期トレーニーを実施し、女性従業員のチャレンジを後押ししています。

・多様なキャリアの構築支援

従業員一人ひとりが“キャリア自律”を意識し、新卒のみならずキャリア採用者、シニア層も含めて、主体的にキャリア形成を目指すことを狙いとして、「キャリア構築支援プログラム」を導入、可視化するとともに、各部門の専門分野が動画などで学べる「研修プラットフォーム」

を整備しました。また、従業員のキャリアに対する考え方の多様化を受けて、2023年度からキャリアコンサルタント（国家資格保有者）を配置し、従業員のキャリア相談に常時対応できる体制を整備しました。

取組みの成果等

女性管理職比率は2019年度末の11.6%⇒2022年度末に13.3%、キャリア採用者管理職比率は同37.9%⇒49.6%へ上昇しました。

また、これらの取組みのみならず過去からの着実な取組みにより、従業員構成は新卒採用6割、キャリア採用4割という国内銀行では珍しいユニークな人員構成となっていることや、女性従業員の平均勤続年数は16.4年と長く、かつ、男性従業員（15.2年）を上回っている事にも、あおぞら銀行の多様な視点や価値観を尊重する風土が表れています。

今後の課題・目標

今後も従業員一人ひとりのチャレンジをきめ細やかに評価し、活躍フィールドを拓ける人材配置を目指していきます。

統合報告書 ディスクロージャー誌 2023 分割版2 (eir-parts.net) (P.74～85)
https://ssl4.eir-parts.net/doc/8304/ir_material_for_fiscal_ym9/138550/00.pdf

人材育成・環境整備方針

方針	取組内容
能力のみならず多様性を重視した採用と人材登用	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒、キャリア採用を両輪とする採用活動の継続 ・女性向け採用セミナー開催などを通じた女性基幹職の採用強化 ・意思決定層における多様性の配慮した人材登用の推進
女性従業員のキャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア構築支援プログラムや人事異動などを通じた未経験業務へのチャレンジ促進 ・女性向けキャリア研修やキャリアコンサルタント活用などによる多様なキャリア形成支援
全ての従業員が活躍出来る環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の貢献に報いる報酬やキャリアアップ機会の提供など人的資本への投資に注力 ・「働きやすい」職場環境の維持と「働きがい」の向上に向けた取組みの継続 ・男性育児休業取得率の向上 ・障がいがある従業員が安心して働ける環境づくり

人材育成・環境整備方針

中核人材の登用等における目標と進捗状況

項目	現状 2023年3月末	目標 2028年3月末
女性管理職比率	13.3%	20%以上
女性調査役（係長級）比率	37.3%	40%以上
外国人管理職比率	2.8%	3%以上
キャリア採用者管理職比率	49.6%	40%以上
【新設】男性育児休業取得率	91%	100%以上

目標と進捗状況

4 高齢者・障がい者等の対応に関する取組み



みずほフィナンシャルグループ



障がいのある社員の活躍推進に向けたジョブコーチによる就労支援について

取組みの概要・特長

〈みずほ〉では様々な障がいのある社員が、グループの各職場で活躍しています。障がいのある社員が安心して働き続け、一人ひとりの状況に応じそれぞれの能力や個性を遺憾なく発揮しながら持続的に活躍する機会を拡充していくために、職場環境の整備・仕組みづくりを実践しています。

取組み実施の背景等

みずほフィナンシャルグループの特例子会社であるみずほビジネス・チャレンジドでは、ジョブコーチが中心となり障がいのある社員の就労・活躍を支援しています。

精神・発達障がいのある社員が多く在籍する拠点では、これまで、能力の発揮の支障となっている3つの障がい特性「①疲れやすい、②状態に波がある、③ストレスを受けやすい」に注目し、その軽減に向けた取組みを続けてきました。

たとえば、社員一人ひとりの「状態を可視化するシート」により、心身の状態を、毎朝、本人とジョブコーチで把握・共有することで、状態が悪化する前に察知・アクションを起こすことができ、状態が安定しやすくなりました。

また、社員が自分にとって良好な状態を維持するために休憩を取ることを「セルフケア」と呼び、積極的に取り入れています。

具体的には、1時間ごとに休憩を取る「リカバリータイム」制度の導入、一人きりになれるパーテーションスペース「グリーンルーム」の設置など、社員一人ひとりが、自分らしくセルフケアをしながら働ける環境を整えてきました。

それに加えて、社員とジョブコーチとの日々の対話の中での仕事や生活の課題整理や解決法のアドバイス、状況に応じた通院同行等、一人ひとりと向き合った支援も実施し、社員の中長期的な活躍・成長を支援しています。

取組みの成果等、今後の課題・目標

こういった特性に合った取組みにより、多くの社員が安心して、本来の能力を発揮しながら働き続けることができおり、定着率も9割を維持しています。

これからも、障がいのある社員の安定就労、活躍・成長を実現する環境づくり・支援の取組みを推進・社内外に広めていくことで、誰もが働きやすい組織・社会の実現を目指していきます。

みずほフィナンシャルグループHP

障がい者の活躍推進への取組み
<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/employee/di/diversity/index.html#al03>

2023 統合報告書

https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data23d_all_browsing.pdf#page=29

みずほビジネス・チャレンジド鶴見業務センター



一人きりになれるスペース「グリーンルーム」



一人ひとりと向き合い、就労、成長・活躍を支援



職場風景



秋田銀行



「長生き」する秋田へ

取組みの概要・特長

秋田銀行では、高齢社会において地域の活力の維持・向上を図るため、生き活きと長く生きることをあらわすオリジナルのコンセプト「長活き」を提唱し、「長活きプロジェクト」を通じて様々な事業を展開しています。「長活き」の秘訣は「学びたい」という気持ちを持ち続けることにありと考え、プロジェクトの中核事業として「あきぎん長活き学校」を運営しています。

長活き学校は「学び」を通じてシニアの生き活きとした活躍や積極的な社会参加を応援する取組みであり、外部団体との連携も積極的に活用しながら多様な学びの機会を提供しています。2023年度は、「地域に芽吹く新たな価値づくり」をテーマに、地域に新たな価値を創出する取組みにスポットをあて、これに挑む起業家や若手経営者に密着し、事業や地域に対する熱い想いを学ぶとともに工場見学や製作体験等を通じて価値づくりを体感する授業を開催しました。長活き学校ではこれまで65回の授業・イベントを開催し、延べ4,500名以上の方にご参加いただき、現在の生徒は約800名となっています。

取組み実施の背景等

「長活きプロジェクト」を通じて、アクティブシニアの増加を促進することで、域内消費の維持・向上や労働力

の補完、健康寿命の延伸につなげるとともに、多世代が生き活きと暮らす元気な地域コミュニティの形成に貢献し、若年層の県外流出の減少、移住者の増加という好循環を生み出したいと考えています。

取組みの成果等

2023年1月、SDGs達成に向けて優れた取組みを行う企業などを表彰する秋田県の制度において「あきたSDGsアワード2022」を受賞しました。また、同年2月には、高齢者にやさしい都市の実現に向けた取組みを表彰する秋田市の制度「秋田市エイジフレンドリーパートナー表彰」において最優秀賞を受賞しました。

今後の課題・目標

「人生100年時代」と言われる昨今、年を重ねてもなお生き活きと生きる「長活き」というコンセプトは、シニア世代だけにとどまらない、新たなライフスタイルの提言であると考えています。「日本一の長活き県」の実現に向けて、当行グループの既存事業とさらなるシナジーを発揮できるようプロジェクトのアップデートを続け、発信を続けていきます。

参考URL

<https://www.akita-bank.co.jp/campaign/nagaiki/>



長活き学校
長活きの秘訣を、学びあう。

あきぎん長活き学校ロゴマーク



2023年度秋の学校祭の様子

5 貧困に関する取組み



三井住友銀行

(三井住友フィナンシャルグループ)



三井住友銀行

SMBCグループ・スタディクーポン事業について

取組みの概要・特長

(公社) チャンス・フォー・チルドレン (以下「CFC」) と協働し、主に経済的な理由で教育の機会に恵まれない子どもたちに対し、学習塾や習い事等、幅広い学校外教育で利用できる“スタディクーポン”を発行し、学びの機会を提供しています。

“SMBCグループ・スタディクーポン”事業への支援として2023年からの3年間にわたり3億円を提供予定のほか、同団体への人材派遣を通じた事業の企画・運営、社員による金融経済教育プログラムの提供やボランティア・プロボノ等を通じ、将来を担う子どもたちの可能性を広げる支援を行っています。

取組み実施の背景等

SMBCグループは、2023年度からの3年間の計画期間とする新たな中期経営計画「Plan for Fulfilled Growth」を策定し、社会的価値の創造を新たに経営の柱の1つに据え、企業市民として社会課題の解決を主導していくことにより、経済の成長とともに社会課題が解決に向かい、そこに生きる人々が幸福を感じられる「幸せな成長」に貢献することを目指しています。「幸せな成長」に貢献していくために、特に 解決を目指すべき喫緊の課題の1つとして、「貧困・格差」の解消を新たな「重点課題」と決めました。

我々のマザーマーケットである日本では、子どもの貧困率はOECD諸国の中でも高い水準にあり、特に医療や食事、学習や進学面で不利な立場にある「相対的貧困」が深刻な問題となっています。

親の経済格差が子どもの教育格差を生み、十分な教育機会を得られないまま将来希望する職業に就けず、就業

の機会に限られることで生まれる所得格差（貧困の連鎖）に対し、早期の学習機会の提供により、子どもが自立して生きていくことのできる力を身に付ける支援を行うとともに、子どもの貧困がもたらす社会的損失という課題に対しても企業として対応したいとの想いから取り組むものです。

取組みの成果等

3年間にわたり3億円（約1,000名）の子どもの支援を実施予定ですが、初年度は9月に約200名の受験を控えた中学3年生および高校3年生への支援を開始しました。

また、本事業をCFCと協働して運営するために、社員を3年間に亘り出向派遣し、一人でも多くの子どもに教育機会を提供していきたいと考えています。

今後の課題・目標

本事業が企業とNPOが協働するよいモデル事業（仕組み）として、広く周知され、同様の取組みを行う企業が増えていくことを期待します。また、他の企業や自治体・行政等との連携により、より広範な地域や多くの子どもたちの支援が可能になると考えています。結果として企業の社会課題解決への取組みの一層の拡大に繋がると考えています。

子どもたちへの教育機会の提供に向けた取組について

https://www.smfg.co.jp/news/pdf/j20230522_01.pdf
https://www.smfg.co.jp/sustainability/whatsnew/2023/2023_02.html

Vol.1 貧困・格差 SMBCグループ、新中期経営計画で「貧困・格差」を重点課題の一つに | 日本経済新聞 電子版特集 (smfg.co.jp)
<https://www.smfg.co.jp/fulfilledgrowth/article/001/>



クーポンを利用した塾での学習の様子



スタディクーポン



横浜銀行



横浜銀行

CONCORDIA
コンコルディア・フィナンシャルグループ

〈はまぎん〉ミライを創るアクションプログラム～こどもの未来を支援する活動募集～

取組みの概要・特長

横浜銀行では、2022年4月より、おもに神奈川県内で活動しているNPO法人を対象に、当行が活動奨励金（1団体あたり最大100万円、3団体程度）を支給することで地域の社会課題解決に貢献することを目指す「〈はまぎん〉ミライを創るアクションプログラム」を行っています。本プログラムは、SDGs推進協定を締結している神奈川県や、包括連携協定を締結している横浜国立大学等と連携して実施しています。

2022年度（第1回）・2023年度（第2回）ともに、「こどもの貧困対策」をテーマに、ひとり親家庭や児童養護、ヤングケアラー等において、学習支援や食の支援、就労支援、相談支援など、教育や生活の安定・向上につながるアイデア・プランを募集・選考しました。

取組み実施の背景等

コンコルディア・フィナンシャルグループでは、「人生100年時代の暮らしのサポート」をマテリアリティのひとつとして特定し、その関連ゴールである「1. 貧困をなくそう」に関する取組みを進めています。

近年、新型コロナウイルス感染症や物価高騰が及ぼした、ひとり親家庭や生活に困窮する世帯等への影響が続いているほか、それによって勉強時間や体験機会に格差

が生じ、こどもの孤独・孤立が深まっているという調査結果も出ています。

横浜銀行では将来の地域を担う子ども達の育成を支援する社会貢献に取り組んできました。本プログラムをこれまでの社会貢献の取組みを深化させるものとして位置付け、募集テーマを「こどもの貧困対策」としました。

取組みの成果等

2022年度は、食品の提供を通じて学習支援や相談支援につなげる活動、虐待被害等を受けた子ども達に食品や生活必需品を届けることで自立を支援する活動等に活動奨励金を活用いただきました。支給団体が支援した人数は合計200人以上となります。また、神奈川県の地方創生SDGs登録認証制度である「かながわSDGsパートナー」（県内企業等）を対象としたオンラインミーティングを神奈川県と共催し、NPO法人とのマッチング支援を行うなど、共助の取組みを推し進めました。

2023年度は、2024年1月より1年間を活動期間とし、教育格差や体験格差に対する学習支援・居場所支援、児童養護施設を退所する子ども達への就労支援等のアイデア・プランが各団体にて取り組まれています。

今後の課題・目標

活動奨励金の支給だけでなく、行政や関連団体と幅広く連携し、NPO法人への支援が持続可能となるような、支援の輪が広がる取組みを検討し進めていきます。

参考URL

<https://www.boy.co.jp/boy/csr/mirai.html>



第2回〈はまぎん〉ミライを創るアクションプログラム



活動奨励金授与式

6 ESG 融資等・地方創生に関する取組み



西日本シティ銀行



ココロがある。コタエがある。
西日本シティ銀行

企業の働き方改革を支援する取組み

取組みの概要・特長

西日本シティ銀行は、2022年9月より、企業の働き方改革を支援するため、「次世代ワークスタイル応援私募債『ミライへの路(みち)』」(以下「本私募債」)を取り扱っています。

本私募債は、当行と社会保険労務士会が、企業の働き方改革(KPIの策定とその達成)を伴走支援する仕組みを付帯した私募債で、日本格付研究所から「特定のインパクトの発現を目指すインパクトファイナンスに分類される」との評価を受けています。

これまで発行企業が設定したKPIには、新たな人事制度の導入、生産性の向上、有給休暇取得率の向上などがあり、これらのKPIの達成に向けて伴走型の支援に取り組んでいます。

また、発行企業の取組内容やインタビュー記事を当行ホームページで幅広く発信することにより、当該企業の取組みに対する就職希望者の認知度向上および当該企業への就職希望者増加、さらに働き方改革の地域企業への浸透を期待しています。

取組み実施の背景等

労働力の主力となる生産年齢人口が大きく減少し、地域企業の人材確保は今後一層厳しくなることが予想されています。すでに中小企業の人手不足感は年々強まっており、多くの経営者は人材に関する問題を経営課題として認識しています。

お客さまから人材に関する多くの相談が寄せられる中、当行では企業の働き方改革の支援を行うべく、本私募債の取扱いを開始しました。

取組みの成果等

本私募債の取扱開始から1年間で28件/約20億円の実績となっており、発行企業からは、自社における働き方改革への取組みの深化や取組姿勢の社内外へのアピールにつながったと評価をいただいています。また、社会保険労務士会からも、企業への能動的な改善提案の場になっているという評価をいただいています。

当行においても、本私募債の取扱いを通じて、人材関連以外の様々な経営課題をご相談いただいております。事業性評価の深化につながるとともに、多面的なソリューションを提供するきっかけになっています。

今後の課題・目標

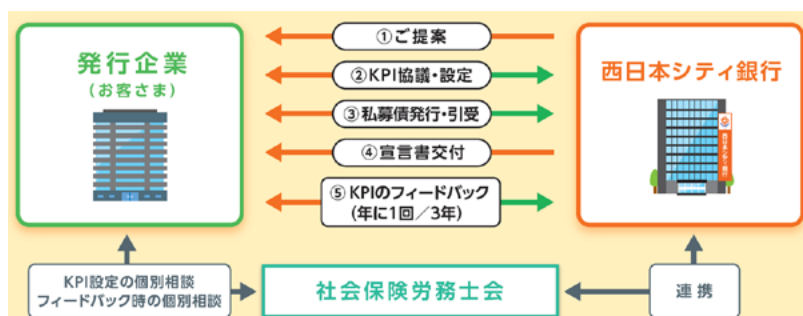
今後も、お客さまの経営課題やニーズに応じた幅広いソリューションを金融・非金融の両面で提供し、お客さまの企業価値向上と持続可能な社会の実現に貢献していきます。

ニュースリリース

https://www.ncbank.co.jp/noren/news/2022/_icsFiles/afieldfile/2022/09/28/220928-5_3.pdf

インタビューサイト

<https://biz.ncbank.co.jp/posts/private-placement-bonds-for-work-style-reform>



ストラクチャー概要



KPIが記載される働き方改革宣言書



愛媛銀行



自治体・株式会社クラダシとの農業・水産業事業者への体験型インターンシップ(大学生)を起点とする地域活性化への取組み

取組みの概要・特長

愛媛銀行は、株式会社クラダシ（以下「クラダシ」）および自治体（八幡浜市・上島町・宇和島市・松山市）と協働で、2022年より地域特性に応じた「第一次産業の持続可能性向上（労働力の提供・販路拡大・ロス食材の活用）」、「関係人口の増加（学生との交流・意見交換・魅力発信）等への貢献を目的として、「公（自治体）×金（愛媛銀行）×民（クラダシ）×民（地元企業）」の連携体制を構築し、大学生を対象とした地元生産者への体験型インターンシップを実施しています。インターンシップでは、フードロス問題や地方創生に興味関心のある学生が日本全国の地域・生産者へインターンとして訪れ、作物の収穫支援や現地での交流などを通して第一次産業や地域の活性化について考えます。また、学生が収穫・加工の体験を行った産品や規格外品などを、クラダシの運営するECサイトにて販売することで、フードロス削減や生産者の販路拡大に寄与できるように努めています。

取組み実施の背景等

愛媛県における農業・水産業関係者は、高齢化が進み、後継者問題や繁忙期の労働力確保（収穫・箱詰め作業等）、規格外品の価値向上といった複数の課題を抱えています。また、第一次産業への従事者数は減少傾向にあるため、財務面の支援だけでなく、人的支援など非財務面への支援期待は大きくなってきています。

本取組みは、これらの課題を解決するために、学生がインターンシップ生として地元生産者を訪れ、農業・水産業に携わる機会を創出することで関係人口を増加させること、農業・漁業の発展に寄与することを目指してい

ます。さらに、学生による情報発信、学生目線の地方活性化策の企画立案、規格外青果の商品開発等などの取組みにより、地域活性化など様々な波及効果を期待しています。

取組みの成果等

インターンシップ体験を通じて学生からは「収穫作業という貴重な体験を通して、生産者の立場として収穫の苦勞を知り、労働力不足など地域の課題を理解することができた」という感想があり、関係者からは「この取組みは地域にとってもメリットがあるため続けてほしい」との声をいただきました。

また、本取組みが評価され、消費者庁が主催する令和5年度「消費者志向経営優良事例表彰」において、特別表彰を当行およびクラダシが共同受賞しました。

今後の課題・目標

本取組み内容を充実させ、関係者にとって意味のあるものに工夫しながら、受入先の増加を目指します。また、今後は次のような成果を期待しています。

- ・自治体の関係人口の増大
- ・第一次産業への地元就職率の向上
- ・学生企画提案内容の地方創生施策への展開
- ・規格外商品の廃棄コスト削減効果
- ・学生発案の新商品開発

愛媛銀行サステナビリティサイト

<https://www.himegin.co.jp/sustainability/>

消費者庁ニュースリリース

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/propulsion_organization/assets/consumer_policy_cms201_240123_02.pdf#page=2



選果作業



特別表彰の模様

左：自見はなこ内閣府特命担当大臣、中：株式会社愛媛銀行 西川頭取、右：株式会社クラダシ 関藤社長

7 DX 推進に関する取組み



西京銀行



地元企業と地域の課題解決についての取組み

取組みの概要・特長

周南公立大学の知見を活用し、周南圏域の様々な中長期的な課題について調査分析を行い、DXでの解決を目指します。

当行行員と同大学の教授4名の研究員で構成される共同研究講座を学内に設置し、DXに関するシンポジウムやセミナー開催、高校生向け出張講座などによる啓蒙活動を行っています。また地域企業のDXの取組状況、IT人材育成状況などのアンケートを実施し、周南圏域の共通課題をDXで解決するための調査研究を行っています。

取組み実施の背景等

2022年6月、周南公立大学との取組みをさらに発展させるために包括連携協定を締結しました。その一環として、同大学が設立した「地域DX教育研究センター」内に、周南圏域の共通課題をDXで解決することを目的とする「西京銀行地域DX共同研究講座」を設置しました。

また、長短期インターンシップ、就職合同説明会、アントレプレナーシップ養成事業を受託するなど、同大学との連携を強化加速しています。

取組みの成果等

周南圏域企業172社へアンケートを実施したところ、地域企業の経営者に「DXの重要性・必要性」が徐々に

周知されてきました。アンケートでは60%を超える企業が「IT・DXに関わる人材不足」を課題としていました。そこで、IT・DXに興味を持つ生徒・学生を育成するために、高校生向けDX出張講座なども行っています。企業に蓄積されたデータを分析し、最適化のためのアドバイスなども行っています。

今後の課題・目標

今後、アンケート調査や企業へのヒアリングをもとに、DXで解決できる周南圏域の共通課題を抽出します。課題解決に向けて収集したデータから将来予測、最適な解決方法を検討し、地域に還元していくとともに、地域企業と連携して解決に取り組んでいく予定です。

また2024年4月、同大学情報科学部が新設されることから、若手データサイエンス人材の育成や学び直しができるリスキリング環境構築も今後予定しており、周南圏域のDX化に積極的に取り組んでいきます。

西京銀行プレスリリース

<https://www.saikyobank.co.jp/personal/information/docs/20220914.pdf>

周南公立大学プレスリリース

<https://www.shunan-u.ac.jp/news/information/20220927-12338/>



2022年6月29日に行われた「包括連携協定締結式」の様子



周南公立大学との連携イメージ

有識者
コラム

2023年の SDGs/ESGを めぐる国内外の 動向

株式会社日本総合研究所
常務理事
足達英一郎



あだち ● えい い ち ろ う
1986年一橋大学経済学部卒業後、
1990年株式会社日本総合研究所入
社。経営戦略研究部、技術研究部を
経て、現職。金融庁「サステナブル
ファイナンス有識者会議」メンバー、
ISO/TC322 国内委員会委員長。



(注) 本稿は2023年12月末時点の情報にもとづき
作成しています。

目前の現実に翻弄されるSDGs/ESG

2022年2月に始まったロシアのウクライナへの軍事侵攻は、2023年中もなお継続した。2023年10月には、ハマスのイスラエル攻撃をきっかけにイスラエルによる報復が開始され、パレスチナ地域での戦闘と破壊行為はいまも続いている。

2023年6月に国連難民高等弁務官事務所が公表した年間統計報告書「グローバル・トレンド・レポート2022」によれば、2022年末時点で、紛争や迫害、暴力、人権侵害、公共の秩序を著しく乱す事象により、強制移動に直面した人の数は、1億840万人になったと言われる^{*1}。実際には多くの国で無国籍者に関するデータがないため、現実の数はさらに多いと推測される。この後、2023年4月にスーダンで紛争が勃発すると、新たな難民の流出が加速し、同年5月末時点では推計1億1,000万人に達したと報告されている。世界全体で80人にひとり以上の割合で「本来、住んでいた場所を追われている」状況は、第2次世界大戦以降で最大の危機的状況である^{*2}。

気候危機についても、事態は全く好転していない。2023年9月、欧州連合（EU）の気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス（C3S）」は同年6～8月の3カ月の世界の平均表面気温が16.77度と1940年以降の最高を記録し、世界の海洋では記録的な高海面水温異常が見られたと発表した^{*3}。北極と南極の海氷面積が、衛星観測が始まって以来の最小水準になったとも伝えた。世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えるというパリ協定の合意に対して、2023年8月の水準はすでに1.23度上昇と推定され、過去30年間のトレンドが続くなら、2034年12月までに1.5度に到達するとの見方を示している。同機関は2023年が人類史上最も暑い年になる可能性が確実としている^{*4}。

2023年9月にドイツで異常気象会議が開催された。この席で、マックス・プランク気象研究所のヨッヘム・マロツケ局長は「世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えるというパリ協定の目標は、達成されないという事実を受け入れなければならない」と述べ深刻な現状を訴えた。ドイツ気象学会のフランク・ベッチ

*1 <https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022>

*2 <https://www.unhcr.org/news/stories/unhcr-s-grandis-110-million-displaced-indictment-our-world>

*3 <https://climate.copernicus.eu/summer-2023-hottest-record>

*4 <https://climate.copernicus.eu/copernicus-november-2023-remarkable-year-continues-warmest-boreal-autumn-2023-will-be-warmest-year>

ヤー議長は「もはや避けることのできない気候変動の影響に備えるために、消費行動を適応させ、資源利用が環境の制約に整合するよう、社会に受け入れられる方法で規制を講じる必要がある」と主張した^{*5}。

SDGsやESG (Environment, Social, Governance) を考えるうえで、長期的な展望や理想を語りにくくなり、人々の関心が目の前の事象に集中せざるを得ないというトレンドが続いている。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、2023年9月の気候変動対策を話し合う「気候野心サミット」で「人類は地獄の門を開いた」「化石燃料から巨万の富を集める利権むき出しの強欲によって失われた時間を埋め合わせなければならない」と厳しい口調で各国の対策加速を呼びかけた^{*6}。また、同月の「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」では、「(SDGsの) 目標のわずか15%しか軌道に乗っておらず、多くは逆行しています。“誰一人取り残さない”どころか、私たちはSDGsを置き去りにするリスクを冒しています」と危機感をあらわにした^{*7}。

米国におけるESGバックラッシュ

2023年2月、米国の上下両院において、労働省が2022年12月に発出した新規則を無効とする両院合同決議が可決された。標的にされた労働省の新規則は、従業員退職所得保障法 (Employee Retirement Income Security Act : ERISA 法) に関連して、「企業年金の受託者が投資先や投資行動方針の選定、議決権行使に際し、ESG要素を考慮できる」旨、明確化を図るものだった。バイデン大統領は2023年3月、「この(無効化) 決議は、気候変動の物理的リスクや貧弱なコーポレート・ガバナンス等の、投資リターンに影響を与える可能性のある要素を退職プラン受託者が考慮に入れることを妨げる。退職プラン受託者は、全国の退職者の金融リターンを最大化するため、あらゆる要素を考慮可能でなければならない」として当該決議に対し、拒否権を行使した。それでも、米国のESGに対するバックラッシュ (揺り戻し) は、2023年を通じて続いた。

バックラッシュの内容は、①資産運用会社のESG配慮投資や議決権行使の禁止・制限を法制化するもの、②

化石燃料産業等への投融資を制限している金融機関等への投資や契約締結の禁止を法制化するもの、③脱炭素化を目指す金融機関連携に対する反トラスト法違反懸念の提起を行うものなどに大別され、すでに少なくとも一つ以上の反ESG法制を有する米国州は17に上ると言われている^{*8}。こうした状況下で、ESG配慮に関する取組姿勢を見直したり、脱炭素推進に向けた金融機関連合から脱退する金融機関も見られる状況に至った。

サステナビリティ開示をめぐる世界の動向

他方で、企業や金融機関のESGやSDGs領域に関する情報開示 (本稿では、これらを一括して「サステナビリティ開示」という) の要請は、継続して進展した。

国際財務報告基準の設定主体であるIFRS財団のもとに2021年11月に発足した「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)」は、2023年6月に、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」を公表した^{*9}。IFRS S1号は、企業が短期、中期および長期にわたって直面するサステナビリティ関連のリスクおよび機会について、投資家に伝えることを可能にするよう設計されたもので、一連の開示要求を提供している。IFRS S2号は、具体的な気候関連開示を定めており、IFRS S1号とともに用いるように設計されている。このどちらもが、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言に準拠している点の特徴である。ISSBは、2024年1月以降の年次報告書から適用が可能とした。この開示基準の公表によって、これまで乱立していたサステナビリティ開示の要求事項が収斂していくという期待感は大い。他方、2023年5月にISSBは今後の検討アジェンダの優先順位に関する情報提供要請を行った。その潜在プロジェクト候補としては、「生物多様性、生態系および生態系サービス」、「人的資本」、「人権」、「報告における統合」が掲げられている^{*10}。

なお、IFRS S1号およびIFRS S2号の基準を導入するかどうかは各国の判断による。日本ではISSBの開示基準をもとにサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が日本版

^{*5} <https://www.cleanenergywire.org/news/limiting-global-warming-15degc-has-factually-failed-german-scientists>

^{*6} <https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2023-09-20/secretary-generals-opening-remarks-the-climate-ambition-summit>

^{*7} <https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2023-09-18/secretary-generals-remarks-the-high-level-political-forum-sustainable-development>

^{*8} <https://assets.bbhub.io/professional/sites/24/MASTER-Factbook-COP28-Report.pdf>

^{*9} <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/06/issb-issues-ifrs-s1-ifrs-s2/>

^{*10} <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/05/issb-seeks-feedback-on-its-priorities-for-the-next-two-years/>

の開示基準を検討している。現時点では2024年3月までに公開草案を公表し、2025年3月までに確定させるスケジュールが想定されており、日本版のサステナビリティ開示基準の早期適用は2025年4月1日以後に開始する事業年度になると見込まれている。またSSBJが定めるサステナビリティ開示基準は、公表後ただちに強制適用を求めることを意図せず、強制適用を求める時期については、同基準の公表後、相応の準備期間を考慮する予定であると説明されている^{*11}。

国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、グローバル・キャノピーの4組織が共同して発足させた、国際組織「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」も、2023年9月に最終提言v1.0を公開した^{*12}。あらゆる規模の企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理するためのリスク管理と開示の枠組みであり、企業および金融機関が事業活動と自然との関係を開示および評価するためのフレームワークである。TCFDと同様に、4つの柱（①ガバナンス：取締役会の監督など、②戦略：短中長期の依存・影響・リスク・機会など、③リスクとインパクト：特定する組織的プロセスなど、④目標設定：管理プロセスなど）と14項目（①先住民・地域社会への人権方針、②優先地域、③バリューチェーンの3項目がTNFD特有の追加項目）の開示を推奨している。日本企業のなかでも、いち早くTNFDの推奨内容に準拠した情報開示を実践する企業も出現している。

国内固有の情報開示要請としては、2023年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等が改正され、同年3月期から有価証券報告書にサステナビリティ情報等の開示が義務づけられた。また、2023年4月には、「育児・介護休業法」が改正され、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられている（従業員が1,000人を超える企業の事業主）。

GX（グリーントランスフォーメーション）に関する国内外の動向と銀行に期待される役割

2020年10月、日本政府は「2050年までにカーボンニュートラルを目指すこと」を宣言した。2021年に入ると民間企業やその経営者からGX（グリーントランス

フォーメーション）という言葉が聞かれるようになる。2022年2月に、政府は経済産業省産業技術環境局の「GXリーグ基本構想」でこの言葉を採用し、同年7月に設置されたGX実行会議の会議名称にも掲げられた。第1回同会議では「産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の改革、すなわちGX（グリーントランスフォーメーション）を実行すべく、必要な施策を検討するため、GX実行会議を開催する」との説明がされている。ただし、「GX」（グリーントランスフォーメーション）は、日本独自の政策用語（造語）である。

2023年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定された。そこでは、①エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再生可能エネルギーや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などGXに向けた脱炭素の取組を進めること、②GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うことが、盛り込まれた。

2023年5月には、こうした内容を担保するための「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）と「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX脱炭素電源法）が国会で可決、成立した。さらに2023年7月には「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を定め、閣議決定している。これらを受けて、2023年10月に東京証券取引所にカーボン・クレジット市場が創設された。2023年11月には、「GX経済移行債」の概要を定めたクライメート・トランジション・ボンド・フレームワークが公表された。

経済産業省に設置された「環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会」が2020年3月に「クライメート・トランジション・ファイナンスの考え方」を公表^{*13}して以来、日本は脱炭素化への段階的な移行を金融面から後押しするトランジション・ファイナンス（移行金融）の重要性を強調してきた。2023年5月のG7広島サミットにおいても「摂氏1.5度の気温上昇目標を射程に入れ続けることと総合的で、カーボン・ロックインを回避し、効果的な排出削減にもとづいているトランジ

*11 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2023_0803_ssbj.pdf

*12 <https://tnfd.global/publication/recommendations-of-the-taskforce-on-nature-related-financial-disclosures/>

*13 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/kankyo_innovation_finance/pdf/002_s01_00.pdf

ション・ファイナンスが、経済全体の脱炭素化を推進するうえで重要な役割を有することを強調する」との一文が首脳コミュニケに盛り込まれた^{※14}。

2023年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、「我が国が持つ技術的な強みを最大限活用しながらGX投資を大胆に加速させ、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげる。このため、少なくとも今後10年間で、官民協調で150兆円超の脱炭素分野での新たな関連投資を実現する」としつつ「トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化を図る」という文言も入った。

ただし、GXやトランジション・ファイナンスに関するわが国の諸施策が、海外から十分な理解を得られていない点にも留意が必要である。例えば、GXにおいて日本は水素・アンモニアを有力なソリューションとして位置づけるが、欧米からはそれらが世界の脱炭素化に向けた効果的な排出削減策とは言えないという意見が挙がっている^{※15}。トランジション・ファイナンスについても、日本では排出削減困難なセクター（hard-to-abate、現段階において、脱炭素化に向けて代替手段が技術的・経済的に存在しない産業部門・エネルギー転換部門）における低炭素化の取組みなどに対する資金提供に力点を置くが、欧米からは「現時点ではネットゼロ・カーボン排出レベルに近付いていない活動が経済にとって非常に重要である側面はあるものの、炭素集約的な資産またはプロセスの固定化（ロックイン）を伴わずに、産業平均を超えて大幅にその効率は向上されなければならない」と資金提供のあり方を厳しく問う傾向がある^{※16}。

2023年6月に国際資本市場協会（ICMA）がクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックを改訂した際に^{※17}、クライメート・トランジション・ボンドをグリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド（総称して「GSS債」と呼ぶ）と並列に位置する第四の分類とせず、「削減困難な分野」の発行体によるGSS債発行時には当該ハンドブックが示す①発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス、②ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ、③科学的根拠のあるクライメート・トラン

ジション戦略と目標、④実施の透明性の各要素の開示を推奨するとしたのは一例である。

銀行も、こうしたトランジション・ファイナンスにおける資金提供の有力な担い手である。そこでは、GSS債発行時に求められるのと同様の要素で貸出先の評価を丁寧に行うことが期待される。

具体的な国内金融関連政策の動向

「2023事務年度金融行政方針^{※18}」のなかでは、「気候変動や少子高齢化等の社会的課題の重要性が増すなかで、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている」と位置づけられている。

そのうえで、以下の5つを柱とする方針が示され、諸施策の検討や実施が進められている。

- ①サステナビリティに関する取組みが企業経営の中心的な課題になるとともに、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点から、サステナビリティ情報へのニーズが高まっていることを踏まえ、企業のサステナビリティ開示の内容について継続的な充実を図る。
- ②金融機関・投資家が、投融資先の実情に応じた実効的な対話・支援に取り組むよう、GFANZ日本支部等とも連携し、ファイナンスド・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行う。
- ③サステナビリティデータの効果的・効率的な集約に係る実務上の課題が指摘されているところ、日本取引所グループ（JPX）とも連携し、XBRL等も活用した利用し易いかたちでの情報提供を進める。
- ④インパクト投資の「基本的指針（案）」（2023年6月公表）について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、2023年度中の最終化を目指す。また、インパクトスタートアップや地域企業等への支援を促す観点から、投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進めていく。

※14 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506875.pdf>

※15 <https://influencemap.org/report/GX-policy-20854>

※16 https://finance.ec.europa.eu/system/files/2020-03/200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy_en.pdf

※17 <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2023-updates/Climate-Transition-Finance-Handbook-CTFH-June-2023-220623v2.pdf>

※18 https://www.fsa.go.jp/news/r5/20230829/230829_allpages.pdf

- ⑤サステナブルファイナンスの専門人材の育成を進めるため、民間資格試験の普及、グローバルにも通用する大学等の講座の設置等を促す。

金融経済教育をめぐって

「2023事務年度金融行政方針」では、「安定的な資産形成の重要性を広く浸透させるためには、金融経済教育の充実を通じて、国民の金融リテラシー向上に取り組むことが重要である。官民の様々な主体による活動の重複を解消しつつ、それぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。」との記述がされている^{※19}。その後、関連法案が2023年11月に成立し、2024年度には『金融経済教育推進機構』の設立が予定されている。

また、金融庁に設置されたサステナブルファイナンス有識者会議では、SDGs達成への貢献度、ESG要素の配慮や反映、サステナブルファイナンスの意義や実態などの内容を金融経済教育に盛り込んでいくことの意義や方法なども議論されている^{※20}。

こうした様々な動きが見られるなか、本邦における金融経済教育も次のステージに進むことが期待される。

※19 https://www.fsa.go.jp/news/r5/20230829/230829_allpages.pdf

※20 https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/gijiroku/20230622.html

全国銀行協会会員銀行の取組みの現状

全国銀行協会が会員銀行に尋ねた2023年度の「SDGs/ESGに関するアンケート調査」（回答114行、2023年7月末時点の回答）では、環境・人権・ダイバーシティ等の各分野で賛同しているイニシアチブについて質問しているが、その回答（複数回答可）では気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に賛同する銀行の数が、2020年度の24行から、2021年度の51行、2022年度の97行、2023年度には105行にまで増加している。このほか、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言に賛同する銀行の数が、2022年度の6行から、2023年度には12行に倍増している。「SDGs/ESGを意識した投融資方針（セクターポリシー等を含む）の有無」に係る設問に対して「ある」と回答した銀行は95行に及び、これも2022年度の91行からさらに増加している。内容としては、特に人権への負の影響（ネガティブ・インパクト）を意識した方針に関するものが増えている。また、「地域社会（地方創生関連の取組みや、地域密着型金融等）に関する投融資方針の有無」に係る設問に対して「ある」と回答した銀行は、70行となっている。この調査からは、全国銀行協会会員銀行のSDGs/ESGを意識した取組み・行動には2023年においても、一定の進捗があったことが窺える。



編集・発行元

一般社団法人全国銀行協会 パブリック・リレーション部

URL : <https://www.zenginkyo.or.jp>